

淀川水系流域委員会 第30回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部部会長、江頭委員、宗宮委員

日 時：平成16年12月15日(水) 16:00～19:20

場 所：ピアザ淡海県民交流センター 大会議室

〔午後 4時 4分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第30回琵琶湖部会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前にご確認、お願いをさせていただきます。まず、配付資料の確認でございます。袋の中、それから袋の外と若干分かれてございますが、まず発言に当たってのお願い、それから本日の議事次第、それからその次に配付資料リストがございます。

まず配付資料リストでございますが、審議の1に関連いたしまして、資料の1 - 1から1 - 3までございます。1 - 1が「『基礎原案に対する意見書』に係る琵琶湖部会意見の項目リスト」、それから資料1 - 3につきまして、これは前回の資料と同じでございますが、前回の資料の1 - 1及び資料の1 - 3を添付をさせていただいております。

それから資料の2 - 1から2 - 2と、これは審議の2に関連する資料でございますが、2 - 1が「琵琶湖部会・第2回作業検討会の結果報告」、それから「河川整備計画基礎案についての委員からの意見」でございます。

それから資料の3 - 1、3 - 2でございます。こちらは審議の3に関連する資料でございますが、「淀川水系5ダムの調査検討について（中間とりまとめ）」、これは第10回ダムワーキングの提供資料でございます。それから、資料の3 - 2が「琵琶湖の水位について」でございます。

それから資料の4が「委員会における今後のスケジュール」、それから参考資料が2点ございまして、「委員および一般からのご意見」、参考資料の2が「第29回琵琶湖部会結果概要」でございます。資料に不足等がございましたら庶務の方までお申しつけください。

また、発言に当たってのお願い等でございますが、本日も一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただく予定です。その際には、緑色の発言に当たってのお願いをご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。よろしくお願いいたします。

会議終了後に議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際は必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定を願います。本日は19時には終了させていただきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速審議に移りたいと思っております。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

川那部部会長

どうも、ちょっとおくれましてお待たせいたしました。それでは第30回琵琶湖部会を始めさせていただきますと思います。

きょうはこの部会以外の方も来ていただきましてありがとうございます。審議1、2、3と書いてございますが、これは実は関連があるので、大変申しわけないんですが、次のように進めさせていただきますと思います。いかんというのは言うてください。幾らでも変えます。

まず一番最初に、琵琶湖部会としては基礎原案に対して意見書、提言はもちろんその前にございますけど、基礎原案に対して意見書を出しまして、それで基礎案が出てきたということでございますが、従来のいろいろな議論の中で、基礎原案に対して出した意見の中で基礎案にはまだ盛り込んでもらっていないようなものがある程度あるという議論がいろいろ出てまいりました。この内容の中には、ご承知のとおり直轄でないという部分が非常に多いということもあっていろいろな問題がございますけれども、しかし逆にそのことは十分に承知した上で、琵琶湖部会としては直轄でない部分についてもある程度の意見を言うというラインで来ておりましたので、そういうことも含めて、幾らかまだ残っている部分があるという話にこの前からなっていました。その件に関して中村さんを中心にして考えていただいて、基礎原案に対する意見書の基礎案への反映について、どれくらい反映されているのかされていないのか、あるいはもし改めて意見があるとすればそれはどういうふうに書いて琵琶湖部会として考えるかという議論をひとつしていただくというのがきょうの1番目です。

それから2番目には、それにも関連するもう少し後の問題でございますけれども、基礎原案における整備シートについては、我々は既に意見を申しておりますけども、基礎案に対する整備シートの意見は申しておりません。まだ話をしていない。それから、いわゆる「河川管理者」の方からは当然進捗状況についてのご報告をいただいておりますので、この進捗状況について琵琶湖部会あるいは委員会としてはどういうふうに考えているかということをごちゃと言えというのが要請でありまして、これは当然答えないといけなわけですが。全体の委員会では、ご承知のようにおのおの問題は各部会で一応は求めることが必要だということになっていきますので、そのまとめをある程度までさせていただくというのが2番目です。この件に関しては江頭さんが中心になって今までに意見が来ているのを少しまとめていただいたのと、まだ出ていないようなものについてはこれからも考えていただくというような問題があると存じます。

3番目は今の一番最初のところにも関連がある問題でございますけれども、よその部会に比べて非常に大きな問題というのは琵琶湖の水位の問題というのがあります。この件については、やはり言うべき

ことがあるのかどうかということも議論しようと思ってまして嘉田さんと西野さんと大変むちゃくちゃなことを押しつけているわけですが、それについて何か琵琶湖部会として言うべきことがあるかどうかということをお尋ねしてあります。それについてそのお2人からの意見が出てくるはずですが、その水位のことにも関連し、あるいは逆に、その一番最初の意見書の基礎案への反映というところにも関連するような問題として、琵琶湖部会としては当然にダムの問題がございまして、これは、私はこの間、5日はダムのワーキングが何か怠けましたんですけれども、かなりたくさんの方が、ここの方も出ていただいてダムに関する議論がいろいろと進んでいるということのようでございます。これはダムのワーキンググループが中心になって議論していらっしゃるけれども、当然琵琶湖部会としても、それ自身も重要な問題ですし、また一番最初に申しました意見書の基礎案への反映というようなところに関連しても大変重要な問題ですので、それを扱わせていただきたいというふうに思っているところです。

ということを一遍にやろうというのでは無理なのですが、こんな順序でやらせていただけませんかでしょうか。基礎案に関する整備内容シートに関する問題と、実際に進行している内容についてそれによろしいかどうかという議論については大きな問題が少しはあると思いますけど、比較的個々の問題として皆さんがご議論いただける可能性があると思いますので、それを一番最後に回させていただくというのではどうかと。

したがって、基礎原案に関する意見書の基礎案への反映についてというところで中村さんからご意見をまずいただいて、それからその中で後ろの水位、あるいはダムに関連する部分についても特に幾らかのコメントをいただいて、それから嘉田さんはまだおくれて来てらっしゃいますけど、水位に関する琵琶湖部会としての考えはどうなのかということも少し議論していただいて、そしてそれにも関連してダムの問題に関して、特に琵琶湖部会として言うべきことがあればそれを一番最後にやっていただいて、ここの審議の事項としては2番目に書いてあるものを、大変重要な問題には違いないんですけども一番最後に回させていただくというようなやり方で大体ざっと行かせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

なぜこんなとんでもないことを申すかと申しますと、一応1月末で我々の任期が切れることになっておりますので、委員会全体の方も12月に次があって1月に2回やってということで一応の区切りをつけようと思っているわけですが、琵琶湖部会も今回と1月の何日でございましたか、というので一応大体の区切りをつけたいという考え方になっておりますので、そういう点では今のような形で議論をさせていただけるとどうかと。それから文章上の問題やいろいろについては、少しおくれても、あるいは1月末までぐらいは問題がないような部分もあるかも知れませんので、今のようなやり方でとりあえずきょうはさせていただくということでお許しをいただけるかどうかということです。もしよろしけれ

ばとりあえずそうさせていただいて、途中であんまりひどいと思ったら言うてください。いつでも変えさせていただきます。

ということで、まずは基礎原案に対する意見書の基礎案への反映についてという部分で資料の1を中心にして、中村さん、前のときからずっとお世話になっているんですけど、思い出すことも含めてぜひよろしくお願いたします。

中村委員

今、部会長がご説明されたとおりで、ここに上がっている審議の内容というのはそれぞれ密接に関係してなかなか部分部分に切り離して議論するのが難しいわけですが、ただ、作業の進め方とか議論の仕方という意味で、まず第1番目に基礎原案に対する意見書が基礎案に反映されているかどうか、反映されていない部分についてはどう考えるかということで、若干作業したことも含めてご紹介して、引き続き皆様のご意見を伺ってその後の対応を決めていきたいということになるわけです。

資料の1-1が、グリーンの流域委員会の意見書の目次でございます。こういう意見の項目を基礎原案に対してそれぞれ出していただいて、でき上がったのが基礎案です。基礎案がこの意見書のこういう個々の項目、あるいはこの流れに十分沿っているかどうかということを琵琶湖部会として判断するというか意見を述べるという義務というか、作業が残っているのではないのでしょうかということでございます。

この資料の1-1の基本的な考え方はいいんですが、2.1「琵琶湖の水位について」というところが、先ほど部会長がおっしゃられた嘉田さん、西野委員が後ほどご紹介する水位についての意見と違いますか考え方、その後の議論を含めて現在どう判断すべきなのかということで、後ほどこれが議論の俎上に上がってくるということになるかと思えます。

2.2なんですが、これがダムワーキングでやっていることで、これは琵琶湖部会からもこのダム部会に出ていますから後ほど説明があると思えますけども、中間取りまとめというものが出ていて、その中に琵琶湖部会に関連するダムについても河川管理者側の中間取りまとめとしての計画が出ていて、それに対してダムワーキングとして中間取りまとめに対する意見を今集約中ということであろうかと思えます。ですから、2.1、2.2は現在進行形で対応していて、2.2は特にダムワーキングという全部会横断の場で議論していくと。

2.3なんですが、「河川の水量と河川形状について」は、これはほとんどが、後ほど江頭委員からご紹介がある整備内容シートの中に含まれていることですので、これも整備内容シートとして対応しているということで、ほぼ私は十分なのかなということを思っているんですが、これはちょっと後ほどご意見を伺って、整備内容シートの個別の事業を横断するところで不十分だということがあれば言ってい

ただ、それをどういうふうを考えていくかということになるかと思えます。

できていないのが2.4なんです、「河川・琵琶湖の環境の保全・回復について」で、特にa、bについては個別のシートの中には余り出てこないんですね。淀川水質保全協議会みたいなものをつくるというようなことはあるんですが、環境という意味で流域に対してどういうふうを考えていくのかということを意見としてここに述べているんですが、それに対して基礎原案が十分だったか不十分だったかということを琵琶湖部会できちんと言っていないということはあるかなと。宗宮先生からそういうご意見が1度委員の意見ということで出てきておったんですが、そういうものを含めてどう対応するかということが1つ残っていると。

それから、3番目の「連携と協働」の中の3.2のa、これは委員会としてどう判断するかということとは別にして、河川管理者と滋賀県との間でさまざまな連携の計画の検討というようなことが行われたり、あるいは水位の試行的な取り組みに関しても連携して行ったりということが間接的には委員の方にも伝わっているということで、それに対して今何らかの委員としてのご意見があれば、それは出していただくということになるんですけども、ほぼいいのかなと。

問題なんです、3.2のbとか3.2のdについては、意見書の中でかなり詳細に方針のあり方について述べてはいるんですが、基礎案が十分委員会の意見を反映したものなのかどうかということでは部会としても必ずしも言っていないということがございます。

とりあえずそういう背景を踏まえて、10月の段階で説明する時間がなくてきょう再配付されているんですが、2つ資料が来ているわけですね。1つが資料1-2です。資料1-2の中に委員からの意見でダムについて、いわば先ほどの2.2「ダムについて」、それから2.3「河川の水量と河川形状について」、それから2.4あたりについてはぼつぼつと出ているということがございます。ダムについてはほぼダムワーキングに流れていってしますので、ここに上がっているほとんどの問題はもうカバーされているというふうに理解していいんじゃないかなと思います。

2.3の「河川の水量と河川形状について」も、ほぼシートの方に流し込みましたので、整備シートの方で対応しているという判断ができるんだろうと。

2.4が先ほど申し上げましたようにちょっとどうなのかなという気がしているので、これはここに出された意見がシートには反映する場がないんですね。それでどうするのがいいかということがございます。

連携の方は先ほど申し上げましたように、bの「他部局、他省庁等との連携について」にはお1人だけご意見を出していただいているんですが、ダム部会でも議論がありましたし、それから委員会でも議論があったように、やはりもう少し要求している連携というのが広いものであったのじゃないかなとい

う気がするんですが、これについて皆さんがどうお考えになっているのかと確認しておく必要があると。

それからdについては、1つはダム部会でもさまざまなヒアリングだとか現地の調査とか意見交換だとかいうことをやってきているわけですが、中間取りまとめ以降この分をどうしていくかということに関しては、ほとんど要求していることは、提言の中にも意見書の中にも非常に書き込まれているんですが、そのままいいかどうかということとはちょっとどうかなというふうな気がいたします。

それから資料1 - 3ですね。そういうことがありまして、10月27日のメモがもう一度出てくるんですが、これは前回議論する時間がなくて資料を提示されているだけということで、委員の有志の中で幾つかについては個別のシートの項目を横断するようなことで、先ほど申し上げたような必要な部分に対する一部の議論がここに反映されているということでございます。

3つありまして、環境についてと利水についてとダムワーキングでの議論についてなんですけど、ダムワーキングでの議論についてはほぼダムワーキングがその後1カ月以上にわたって行ってきているということではほぼカバーされているだろうということですが、利水については、琵琶湖部会として非常によくわかりにくいんですが。水需要の精査が十分行われていないということが一方でありながら間接的には利水安全度の話が出てきて、それに対しては、まとまった形で琵琶湖部会に対する利水安全度の考え方に関しては河川管理者はこう思いますと。それに対して委員会としてはどう思いますというやりとりができていないんでしょうね。ですから、琵琶湖集水域における利水安全度の問題というのがちょっと浮いてしまっているのかなというのがこの段階で有志での議論でございました。

それから1ページ目の1番の環境に戻るわけなんですけど、ダムワーキングにおける環境の議論については後ほどシートのところでご紹介します。ダムワーキングにおけるダムの環境の議論についての意見というのはほぼ出てきているし、シートの中にも出てきているのかなということで、これはオーケーと。それから2番目の、もう少し客観的に中立的に長期的な琵琶湖に対する影響をきちっとやるべきですねという議論については、これはダムワーキングの中で、ちょうどここで書かれている科学者パネルに相当する意見が私は出されたのかなということで、これは西野委員、三田村委員、それから私と何人かの先生方に比較的科学的な意見を出していただいたということでこれもほぼ十分ではないかということでは、これもでき上がっているということになるかと思います。

そうしますと、残った課題はもう一度資料の1 - 1に戻りますが、「琵琶湖の水位について」、これは後ほどやっていただくと。それから2 . 4の「河川・琵琶湖の環境の保全・回復について」と。特に統合的に質の管理をどうしていくかということとは残っていますねと。これはどういうふうな議論をしていってどういうふうに検証し意見を反映していくのかということと、それから3番目の「連携と協働」の中の3の2のbとdですね。これについては基礎案が意見書でいっていることを十分反映しているか

どうか、その議論をどういうふうにしていくのか、最終的にどういう形で今回の委員会の最終案にどれだけ反映していくのかということが残ります。そういうことの皆さんのご意見を伺って方針を決めていくのがいいんじゃないかというのが私の見解でございます。

川那部部会長

ありがとうございました。とりあえず意見は次回しにして、質問その他ありますか。

はい、どうぞ。西野さん。

西野委員

西野です。1 - 1の3の「連携と協働」の3 . 1なんですけど、その中のa、b、cが2 . 1と全く同じなんですけども、これはここに入れるものなんでしょうか。

中村委員

これはこの意見書の目次から事務局がとったものですので、こういうふうになっていればこの。ミスですか。琵琶湖部会の意見書というのは意見書のちょうど真ん中ぐらいからですね。グリーンの真ん中ぐらいからなんですけど、ちょっとチェックします。

川那部部会長

それはチェックしていただきまして、ほかには。今の中村さんのお話では、琵琶湖水位の話は少し議論をする必要があるだろうと。それから、「河川・琵琶湖の環境の保全・回復について」の統合的な問題についてはできているかどうかを議論する必要があるだろうと。それから「連携と協働」のところ、特に3 . 2のbとcというような問題についてはどうであるかというのはまだ問題があるだろうと。それについて言うかどうかは別にして、そのところは少し議論した方がよろしいと、大体大ざっぱに言うたそういうふうを考えていいわけですね。逆に言うと、1 - 3、その他について言えば。等も含めて。

それから、利水については下流における利水の問題なんかはいろいろ議論されているけれども、琵琶湖周辺における利水の問題というのは余り考えられていないように思えるが、これはどうであろうかという指摘が利水についてはそのほかにあったと。大体そんなことが中心だというふうにおっしゃったように思いますけれども、その辺について何かありますか。あるいは、少なくともこれだけは特に言うておかないといけないというものがありましたらおっしゃっていただきたい。どうぞ。

中村委員

先ほどの3 . 1でダブっているというのはまさにダブっていて、これは事務局が間違っただけだと思んですが、3 . 1が「提言の趣旨に沿うものと評価できる点」ということで終わっているわけですね。

川那部部会長

それは琵琶湖部会の意見書がそこのお手元にあると思いますので、琵琶湖の13から14を見ていただいたというところであればこれは特に評価できる点ですので、改めて何か言わないといけないことはありませんね。

中村委員

はい。

川那部部会長

そういうふうにしていただければと思います。何かございませんでしょうか。

なければ、今のような問題を少し考えながら次のこととということにさせていただきたいと思いますが、水位の問題が1つ大きくありましたけど、これはまだ嘉田さんが来てないということもあって、ダムに関連する過去のワーキンググループのことを少しご報告をいただきたいと思うんですが、まずは庶務の方からダムワーキンググループの問題、それからそれに関連するようなことで全体の委員会の問題で少し報告をしてください。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

直近の方の12月以降のダムワーキングでの活動状況について報告させていただきます。

12月1日に第9回ダムワーキングが行われまして、ここにおきましては、これまでのダムワーキングにおける積み残し課題、河川管理者と委員会とのそういった問題に対する河川管理者からの資料提供がありました。それから、ダムワーキングの方でダムの意見の骨子ですね、こういったものを出しています。

それで、第10回ダムワーキングが10月5日に行われました。ここでは河川管理者さんの方から、淀川水系5ダムの調査検討についての中間取りまとめ報告が行われました。それから、利水に関する報告もありました。一応これらの報告を受けまして12月8日にダムワーキングの作業部会、12月11日にダムのコア会議、あるいはその拡大学習会、それで、きょうの午前中も拡大学習会が行われました。こういった段階を経まして部会レベルのダムワーキングとしての意見の取りまとめを行っております。最終的には12月20日の委員会にダムワーキングとしての意見書を出すような状況で進めております。簡単ではございますが以上で終わります。

川那部部会長

ありがとうございました。今の5日にいわゆる「河川管理者」から出てきたというのがきょうの資料3-1にある「淀川水系5ダム調査検討について（中間とりまとめ）」、これですね。かなりの方は御存じかと思いますが、これが出てきて、それについてその後もダムワーキンググループその他で

議論がされているということのようでございます。

何かダムワーキンググループの関係の方で今のことについてつけ加えていただく方はありますか。実は、3ダムのサブワーキンググループは水山さんなんですけども、きょうはちょうどご欠席らしいので、どなたかという話でしたから。

はい、三田村さんお願いいたします。

三田村委員

三田村です。ダムワーキングからのご連絡といえますか、お願いとお考えくださればと思います。

ほとんどの琵琶湖部会の委員の方々はダムワーキングにかかわってらっしゃるし、また、委員会には全員かかわってらっしゃいますので、ダムに関する意見のまとめ方についてどのように進行しているかというのは御存じだろうと思います。

先ほど庶務が報告されましたように、きょうの午前、午後に学習会があり、その後、ダムワーキングの作業部会を開きました。その後、私ども琵琶湖部会の打ち合わせ会に出ましたので、その後の作業部会でどのような結論になったかはわかりませんが、途中までありましたところでは、委員全員にきょうの段階でのダムに対する意見をまとめたものを配付して、それに対して委員からのご意見をいただく。それが最終的に12月20日の委員会に反映されるという形になるかと思っています。

そこで、琵琶湖部会としてダムの意見に対して何か反映することがあるならば、ここでご議論していただきたい。ただ、その場合にも琵琶湖部会の委員個人が意見を出されることとそれほどそごがないようにお努めいただいて、部会として何かあるようでしたらということです。

といいますのは、琵琶湖部会としてもう一度1月の段階での部会の意見の中で当然反映されると思いますので、それと12月の段階のものがそごがあるといけませんので、その辺のご調整さえいただければと思います。そういう状況でありますので、もし琵琶湖部会としてまとめたものが12月20日の段階までに必要であればここでご議論していただければと思います。そうでなくて、個人であれば個人の段階でやっていただければと思います。

川那部部会長

ありがとうございました。それでは資料2 - 2の中に。

寺川委員

ちょっといいですか。

川那部部会長

今の件に関してのつけ加えですね。はい、どうぞ。

寺川委員

今、三田村委員の方から若干のご報告があったんですが、その後の作業部会の方で、できるだけ今日中に今日の作業部会のまとめを全委員さんにお送りして全委員さんからご意見をいただくということでそれを18日の17時までにはいただいて、18日の18時からの作業部会で最終的なまとめを行って、20日の委員会で議論するという事になったようですので、最終的な確定についてはまた庶務からご連絡すると思うんですけども、大体流れとしてはそのようになっております。

川那部部会長

ありがとうございます。庶務、大体そんなことですね、よろしいですね。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

はい。

川那部部会長

それでは済みませんが、中村さんが先ほどおっしゃったときに幾つか整備シートに関するようなこととおっしゃったところがあったので、水位に関するところとダムに関するところについて特に何かご発言があれば、2 - 2を使いながらちょっとやっていただけますか。

中村委員

シートに行く前に、もしお手元に意見書があったら、意見書の琵琶湖の琵琶の9ページで、8ページにダムについてというところがあるんですね。これは琵琶湖部会がダムについて意見を述べたところなんですね。そのb、提言の趣旨に沿っておらず、検討を促す点で1から7まであります。それで、ダムワーキングでは、私は1から4までは非常によくやっていただいたんじゃないかと思うんですが、5、6、7については琵琶湖部会で意見を出してはいるんですが、中間取りまとめの中でも、あるいはダムワーキングの中でも対応してない部分なんです。これについてどう判断するかと。

具体的に言いますと、5が水需要の精査に基づく利水計画についても、まず節水や水の再利用などの新しい水政策や水哲学が強く反映する代替案の可能性について踏み込んだ検討をされたいということを行っているんですが、中間取りまとめの方はそういうふうになっているかどうかということが1つ。

それから6が非常に難しいんですが、これは委員会も河川管理者も地域もみんな意見が一致しているわけです。ダムの水源地域の活性化というのは非常に重要だと。かつ、治水ということは非常に重要だということなんです、アプローチが違うわけです。そうすると、結局6の下線を引いた部分なんです、ダム水源地域の活性化というのは、ダムワーキングなり、あるいは委員会なりの結論に左右される場所ですので、文化、社会、経済のすべての部分を十分考慮して実施すべきであるという部分については、これは多分次の委員会の構成メンバーで検討しないとイケないことなんだろうと思うんですが、

特に、仮にダム計画が中止になったような場合にこういう問題というのは非常に重要になってくるわけですから、何らかのことを委員会として付記してもらいたいというのか、あるいは次の委員会の話ですので今回はさわらないというふうにするのかということでございます。

この6に関しては、実はお手元に提言がありますかね。平成15年1月の提言の4の19ページ、白いコピーの方に入っているんですが、本当は紫色なんですけども、なくて、これは手元に白いコピーで提言、机上用資料というやつなんですけども、これの4の19ページの一番下のパラグラフなんですけども、一方、新たな河川整備計画には全く新規の事業の遂行や制度の構築も含まれるが、従前に計画されていた事業や制度が見直しによって中断したり変更されたりするものも数多く含まれるに違いないと。この場合、新たな社会的仕組みの構築によって、これまで前提として進められた事業や制度の対象になっていた特定の地域や個人、団体が社会的に公正と判断される以上の不利益を受け取ることが考えられると。新たな河川整備計画のものに進められる河川生態系とその環境保全などがもたらす恩恵には流域社会の構成員に広く享受されるものであるために、上記の不利益に対しても流域社会の構成員や関係機関のすべてが関与し、軽減や代替的な方策の実現に向けて支援と協力をしなければいけないと。

その下に、特に河川管理者についてと書いてあるんですが、この提言が書かれた段階では、実は撤退した利水者ということの想定がなかったんですが、やっぱりそれも含めて、こういう考え方が非常に重要であると2年前にそう考えたんですが、今までのワーキングなりの議論、あるいは来年度以降の委員会への引き継ぎでこういう部分をどう扱うかというのはちょっと考えておく必要があるのかなというのがダムに関しての私の考えです。

川那部部会長

特に今の段階で、この2 - 2の資料のところについてコメントなさることがありますか。特になければ結構ですが。

中村委員

資料2 - 2は後の説明のときでもよろしいんですが、環境の40。

川那部部会長

ということは、下のページでいうと環境の13というページですね。

中村委員

そうです。環境の13ですよ。これが比較的ダムワーキングの中でも琵琶湖にかかわるダムに関する長期的な影響のことを書いたものでありますので、この辺の書き方はダムワーキングでの考え方と整備シートのこういう意見との間の整合性をきちっと図っておく必要があるんじゃないかということと。同じことが、ページでいきますとダムの10、ダムの11に、シートナンバーのダム - 17、ダム - 18というの

があるんですが、ここで、基礎原案への意見と基礎案への意見というのが出ています。これも、ダムワーキングでの考え方とシートの考え方というのは整合しておかないといけないので、この辺については今すぐ詳細な議論をするかどうかは別として、気のついたことがあれば若干意見交換しておく必要はあるんじゃないかというふうには思いますけど。

川那部部会長

はい、西野さんどうぞ。

西野委員

今の環境40の件なんですが、中村委員の意見に追加したいこととしまして、現状で丹生ダムが下流の琵琶湖に与える影響につきましては、琵琶湖の環境調査というのはやっているわけですけども、例えば既存のダムが現在の琵琶湖に与えている影響の評価というのが十分になされていないと思っていますので、それも含めて検討する必要があるんじゃないかと思います。

もう1点は、滋賀県の方でも沿岸の湖底の泥質の調査をやっていますので、それも参考にされたいと思います。以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。今のような問題が少し出ておりますけれども、本当は水位を全部やってしまってからやりたいんですけどもそれがちょっとできませんので、基礎原案に関する意見書に関する部分とダムに関する部分で、ダムの分に関しては今度の20日までに琵琶湖部会として何か言わなければいけない、特別のことがあればぜひきょう言っていただきますけども、かなりの方が入ってらっしゃいますので、個々のことについての議論はきょうはもうやめてしまった方がいいのではないかと考えておりますけれども、ご意見いただきたいと思いますが。

先ほど中村さんのおっしゃった問題についてはいかがなものでしょうか。例えば、これはなかなか難しいことは十分わかっておりますけれども、琵琶湖集水域における利水問題というのはいろんな形で考えなければいけないことなのではないかと。たしか検討事項ぐらいのつもりで前のときに出したような気がするんですけども、そういうことを検討としては続けてほしいという感じが中村さんの意見ですか、今の話は、琵琶湖部会として何言うとすれば、そのことはひとつ指摘しておきたいという意味ですか。

中村委員

私の感じでいきますと、利水安全度という考え方が河川管理者から出てきているんですが、今後異常渇水が続いて非常に利水が従来の実力を保つことはできないという考え方は伺って、それをベースに計画を出されているんですが、琵琶湖集水域における利水安全度、あるいは実力の低下ということを琵琶湖部会の中では特に議論してないんですね。情報もそういう形では出されていないんですが、ちょっと

そこが委員会として不十分なところじゃないのかなという気はしています。

お手元の資料の1 - 3の2ページ目に、利水についての3つポチ目に「流域委員会では議論されていないが、滋賀県サイドより滋賀県の利水安全度低下に関する懸念が表明された（第33回委員会での治水対策説明資料、滋賀県提供資料）。これは、湖北地域の用水需要について水位低下を懸念する主旨である」ということで、農業用水がまだ足りないということを含めて出されました。このあたりについて、この10月27日の段階では一部の委員の意見をここに引用しているんですが、「考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、・・・」という提言の趣旨、および『これまでの水需要予測が実績に比べて課題であったこと、降雨量の変動の増大が渇水の危険性を高める恐れがあるという科学的根拠が出されていないこと』などの意見書の趣旨とどう整合させていくかは明らかになっていないと。この点についてはぜひ滋賀県との連携、あるいは農林部局との連携を進めた上で、基本的には委員会としては水需要管理という立場に立って、できれば節水型の農業で、あるいは節水型の地域の水利用ということを考えて、利水安全度の議論をベースにしたダム建設ということに安易に行かないようにするのがいいんじゃないかというのが一部の意見としてございました。

それだけでよろしいかどうかということはちょっと確認しておく必要があるかなというのがこの部分でございます。

川那部部会長

私はこれをそれほど知らないのでよくわからないんですけど、私の理解では2つの問題があると思うんですが、1つは一般的に利水というものについて、提言は水需要管理という言い方を言ったと。その水需要管理というふうな立場が非常にはっきりと現在の、いわゆる国の場合の「河川管理者」の出ているものがないという議論ならば、実は琵琶湖部会の問題だけではないんですね。ですからそれは、例えば琵琶湖部会からそういうことを全部で言えというならそれは議論になるんですけども、全体としては余りならないような気がするんです。そうではなくて、琵琶湖の周辺に関して特にその問題を扱いたいという議論になれば、それはここで扱っていいと思うんですけども、その場合には、言っているのは「河川管理者」に違いないんですが、国という「河川管理者」ではなくて県という「河川管理者」というか、そこのところはちょっと難しいんですが、どちらの意味を中村さんはお考えになっているんですか。

つまり、琵琶湖周辺の話であればもちろんここでしかやりようがないということを出していかないといけないんですが。

中村委員

私は特に周辺のことは重要ではないかと。この委員会としては直接ダイレクトにそういう議論にかか

わるという役割を担ってはいないんですが、少なくともどう考えていくのかということは、確認するから確認ですね。

川那部部会長

ちょっと僕も覚えてなくて申しわけないんですけど、その件は基礎原案ないしは基礎案に対する意見として、あるいは提言として我々が出したことのものです。全体として出したことは確かなんですけども、琵琶湖の周辺について特にというふうにそのときに言うたのかと。言うてなかったからいかんと言っているんじゃないんですよ。言うてないのかな。

中村委員

言うてないです。

川那部部会長

わかりました。そしたら、今のところ提言やらには書いてない問題なんですけども、つまり逆に言うところでもあんまり議論をしたことがない問題なので、しかしこれは大事であるということを中村さん、あるいは周りの方がおっしゃったわけなんですけども、そのことを特に琵琶湖部会として何かコメントする必要があるかどうかということですね。特に今の段階でコメントすることがあるかどうか。特にあると思われればそのことを議論しないとイケないと思いますけど、一般論だとするとそういう意見もあったというところでとめておいてもいいのではないかと、大変失礼ながら個人的には思うんですが。

はい、どうぞ。寺川さん。

寺川委員

申しわけないですが、今のそのこととは何のことですか。

川那部部会長

利水に関して、琵琶湖の周辺の問題を特に精査すべきであるという意味です。つまり、利水というものに関して一般論に下流やらも全部含めて水需要管理の方向を考えようというのを我々が提言したんですね。それに対してどういうふうに答えられているかというのはもちろんいろいろ議論はあると思うんですけども、それは琵琶湖部会だけの問題ではないですね。例えば、それに対するダムの問題がどうなっているかというのはダムワーキンググループでお考えいただく内容のことではないかと。

ですから、何でこんなことをわざわざ言っているかと言うと、時間が来月までないので、琵琶湖部会として特にこれを問題にしたいというふうにするすれば、琵琶湖周辺の問題が特別に大事だという場合はもちろんごく当たり前のことなんですけども、そうでない場合は、例えば一般論としてということで済ませることはできないかという意味です。

僕の意見ではありませんから、議事整理ですから、それは絶対に入れるべきだとおっしゃっていた

ければもちろんやります。はい、どうぞ。

江頭部会長代理

江頭です。水需要管理という考え方と少しずれるかもしれませんが、例えば草津川にしても、高時川にしましても、いわゆる利水が非常に多岐にわたっているわけですね。要するに、そこに培われた文化とか、利水によって文化がどういうふうに醸し出されてきているかということを中心に、意見書の段階で議論しておいたように思うんですけども。例えば用途振りかえであるとか、利水の振りかえであるとか、そういったものを考えるときに琵琶湖の周辺では、特に現在その用途のように使われているかどうかということはしっかり調べておかないと、先に進めないような気がするんですけども、これをどういった格好で意見書に盛り込むかというのは、私自身はまだ考えていませんけれども。

川那部部会長

今の点についてはいかがでしょうか。もしも、その点を琵琶湖部会としてということであれば琵琶湖周辺の、今、江頭さんがおっしゃったような問題と関連するので、その文書をもしおつくりいただくとすれば、だれかに一遍考えていただいた上でということになるんじゃないかと思うんですが、後のことでこれはどうしても言うておかなければいけないと中村さんがおっしゃったので、そちらの方を聞いておきたいんですが、寺川さん、何かありますか。

寺川委員

その部分の利水については、やはり実態とかそういったものがきちっと把握されないと安易には意見は言えないと思うんです。必要性については、当然今後そういったことも含めて新しい流域委員会も継続されるということも聞いておりますので、そういう意味ではそこでまたご判断いただくということにしておいたらどうかというふうにその点は思うんですが。

ただ、先ほど、中村委員の方から出ていましたいわゆる意見書とか提言の当該地域といいますか、水源地域の問題ですね。その部分についてはダムワーキングの中でどのように入れるかということは現在もまだ決まっておらないんですけども、ただそれを非常に重視して入れていくということについては、共通理解をしているというふうに思っております。ただ、それを琵琶湖でいえば丹生ダムということになるわけですけど、この問題は丹生だけじゃなくて、ほかのダムも当然関連してきますので、取り扱いについては共通認識として意見をきちっと述べるということになるんじゃないかというふうに考えております。

川那部部会長

大変急いで申しわけないですが、琵琶湖部会としては何らかのことを特に決めるということではなくて、委員会全体にお任せしてよろしいという意味ですね。

寺川委員

いえ、この琵琶湖部会としてどうしても、例えば丹生ダムに対してこういう意見を入れておくべきであるとか、全体でまとめるにしてもこういうことは十分留意すべきであるというようなことは議論しておいてもいいと思います。

川那部部会長

急いでいて申しわけないんですが、そのことを特に議論して入れておく方がいいと思う方はセカンドしていただいて、今からやっていただきますでしょうか。特にセカンドがなければ、今のようなご発言があったということで留意させていただくということにしておきたいと思うんですけども、よろしゅうございますか。

では、その次に、中村さんから出てきた一番大きな問題は、河川、琵琶湖の環境の保全回復についての統合システムという問題だと思います。この点については、琵琶湖というのがああいう格好で大変大きなものですから、河川法上は当然あれは川ですけど、琵琶湖という川に関しては、他の川における環境やら水質やら何やらといういろいろな問題に関する配慮のほかに特別な配慮が要するということになると思うんですけども、その配慮について、ダムだけの問題ではなくて全体としての配慮について、どのように「河川管理者」が自然環境保全が目的化された中でおやりになるかということころは、必ずしも明らかではないという点は、向こうへ行って言わないといかんんですけど、中村さんの意見に私は大変近いので、これは一般の川における自然環境保全のためにどういう施策をとるべきかということにも増して、琵琶湖に関しては特別に統合的な自然環境を含めた保全策なんかを、やはり考えられるべきであると。

もちろん、これは琵琶湖そのものが直轄ではないという大変ややこしい問題はありますけれども、その問題はやはり国という「河川管理者」としてお考えになるべきではないかというのは前から議論があったところで、それが非常に見事な形でできているわけではないというのは確かなので、大変難しいことは十分承知しながら。あるいはこれは琵琶湖部会として、その点については十分にいろいろなところに対して継続して吟味をされたいということは、従来の素直なものの上に立ってしまっていると思うんですけど、その点はいかがでございましょうか。私から勝手にそれは書いた方がいいのではないかとやっているのに等しいので申しわけないんですけど、琵琶湖部会からの意見を何か言うとすれば、これは湖という特別の河川であるという状態においては、書いておいた方がいいのではないと思うんですけども。

この点はいろいろな議論がありまして、後で水位の話もちょっと出てくると思うんですけど、全体としてはいわば提言あるいは意見書のところに出ているものとそんなに大きくは変わっているとは思わな

いので、中村さんの方でその辺のところを少し原案というか、少し考えていただくということで、次の琵琶湖部会までの間に書いていただくということではいかがでしょうか。もちろん、最後ですから、書いた上でその文章ではあかんのならまた別の話ですけども、できるだけそういうことを考えたいと。

宗宮委員

宗宮です。これも実はテーマ部会の際に、やはり水系を上流から下流まである程度の見通しを立てた上で管理をするのがこの場合はどうしても必要になってきますよという立場からこれは出したもので、しかもそれはどういう意味かという、例えば今あるような水質汚濁連絡防止協議会のような月1的に開かれる、データ交換するんじゃなくて、常時監視的に現場を監視し、管理するんだということで出したものですから、そこまでは実はどこも進んできていないわけなんです。

ですから、これはぜひやってほしいということで、もう少し次の委員会でも、そういう体制システムをつくるのが要るんだということをきちっと書いていただくとありがたいなと私は思っているんですが。琵琶湖に関しても、琵琶湖は琵琶湖なりの問題を持っていますので、そういうものがないというのは各市町村がそれぞれデータを持っていてもどうにもならない。それをどう統一して管理して、有効に使っていくか、危機管理につなげるかということもあると思いますので、ぜひ入れていただきたいなという気がします。ここから入れて下流へ行くと。少なくとも滋賀県は下水処理でも75%が高度処理をやっていますから、大阪府や京都府よりはるかに高いレベルでの意識を持って、環境にお金を払って琵琶湖を守ろうとしようとしていることは確かなものですから、そういうものを入れた上で考えられる管理システムがあったらいいなと思います。ぜひ入れていただきたい。

川那部部会長

私の言い方が少し悪かったかもしれませんが、確かに淀川水系全体として考えていただかないといけない問題でありますけれども、特に琵琶湖というのはぶうっと膨れたとんでもない水域で歴史的なことも含めて大変なところなので、そこも重点を置きながら、そこをどういうふうに水質も含めて全部の自然環境の問題をどういうふうにしていったらいいかということに対する考え方を少しずつでよろしいですから、全部で考えてほしいというような内容のことで、過去の提言やら何やらを入れながら少し書いていただくということにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

では、中村さん、このところはそれぐらいでお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

寺川委員

それはどのような形で入れるという。

川那部部会長

それは後でもう一遍申し上げますのでよろしいですか。

それから、資料1 - 1の中の「3.2 さらなる検討・追及を促す点」というところで、「b 他部局、他省庁等との連携について」。滋賀県は割合にいろいろな形でやったださっているという話ですけども、他部局、他省庁、あるいは住民や地域との協働というところについては、少なくとも基礎案の表にはないという話を書かれましたけれども。あるいはこれはある部分においては、先ほどちょっとダムの話が出ていたときのどういうふうにするかという問題とも関連するのか、特にdの方はそういうこともわかりませんが。その辺のところについては、やはり琵琶湖部会として特に何か言うておくべき必要があるというふうにお考えでしょうか、それともそれはどういうふうにお考えでしょうか。どうぞ。

中村委員

これは何と言うんですか、この委員会の性格と非常に関係しますし、新河川法で国土交通省がこの委員会を設置した目的及び権限の範囲ということと関連することなんですけど、例えば水需要管理というようなことで、他省庁とさまざまなやりとりをしていかなければいけないですよ。農水なり、水産なり。提言なり意見書にはそういうことが今後この琵琶湖淀川水系で起こることが望ましいというトーンで書かれているんですが、具体的にどういうふうにフォローしていくのか、それが河川管理者の今の枠組みの中でどういうことができるのか、あるいは次の委員会で、例えばメンバーにそういう他省庁の方々にぜひ入っていただきたいというようなことを言うのか、そのあたりなんですよ。

これについては、一方で非常に重要なことを求めていっても、河川管理者も非常に苦労する部分だと思うんですよ。自分の省庁の枠の範囲外のことであるので、これはむしろ私は委員会が今後背負った課題の1つなんだろうと。そういうことを、こういう非常に横断的な仕組みの中でどういうふうに河川管理のサイドにうまく引き継いでいけるように考えていくのかということで、もし何かご意見なりあれば、もしこの委員会が終わるときに何か残しておけということであれば、そういうことは考えないといけないと思うんですけど。

川那部部会長

どなたかその点についてご意見はございますか。

寺川さん、どうぞ。

寺川委員

ここは私は非常に重要だと思います。もし琵琶湖部会として意見を出すとすれば、特に先ほどから強調されております琵琶湖の存在、それからまだ発表されてないんですが、水位操作の問題ですね。これ

については、当然今後他省庁とか、あるいは府県の連携とか、協議というのが必要になってきますので、その辺は琵琶湖部会としては特に大事な部分だと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

川那部部会長

わざと質問するようで申しわけないけども、全体だけではなくて、琵琶湖部会は特にというところはどこですか。

寺川委員

琵琶湖部会は琵琶湖部会ですから、琵琶湖のことについては特に。おかしいですかね。

川那部部会長

いや、ごめんなさい。余計なことを言って申しわけない。その問題は、非常に広く言えば流域委員会全体としてそういうやり方をやりたいというふうに言ってきたわけですね。それはある意味では、すぐにはできない無理を承知で、国土交通省という省庁に、そこの中の委員会であるにもかかわらず、それを越えたところについてちゃんと議論をしてもらいたい。しかも、主導的にしてほしいというふうなことを提言の中では言ってきたわけです。無理は承知で言っているところがあるんですけども、それは逆に言うと委員会全体としても私個人の意見かもしれませんが、そんな無理やとみんなが思えば話は別ですけども、それは大事なことであるというふうに言えば、全体としても考えないといけない問題だと思うんです。

ただ、琵琶湖の場合は特別、ほかのところと違うという意味ではなくて、ほかのこと以上にそういうことが必要のところなのではないかと。琵琶湖というたまった水のところへいろんなことが起こってくるという状態の中では、国土交通省だけではなくて当然農林水産省やら何やらがもっといろいろなことをおやりにならないと、県とは比較的うまくいっているという話がありますけれども、ほかの省庁ともそういうことをやっていかないと先ほどの琵琶湖の統合保全管理というふうなものはやれないというのは特別だと思うので。こういうふうにさせていただいたらどうでしょうか。芦田さんがいらっしゃるので。

これは委員長だけがお決めのことではなくて、運営会議が何かの問題かもしれませんが、淀川水系全体としてもそういう意見がもし出れば、それはそれで琵琶湖部会としても大変ありがたいことだと思います。もしも、全体としてはそこまでは踏み込めないという状態であったとしても、琵琶湖部会では特にそのような問題はコメントをさせていただくというところを、大変困難であることは十分承知しながら、提言なりそこで言うたことは続けて、ぜひ頑張ってやっていただきたいということを言うと。その具体的な問題は次の流域委員会でというようなことを一応は書かせていただくというラインで、やってみてできないということはあるでしょうけども、そういうラインで考えさせていただいてよろしゅ

うございますでしょうか。

この件はだれが原案をつくってくれますか。僕ですか。それは無理や。済みませんが、僕はすぐに押しつけますから、部会長としては江頭さんと中村さんとでご相談をいただいて、できませんか。これも既に書いてあるものをほとんどそのまま済む話だと思いますので、済みませんがよろしく。私もお手伝いします。また、あしたからいないということも含めてよろしくお願いします。

そうしますと、先ほどお話しになったところについては、水位のところは全然議論していないんですけども、それ以外のところは大体お話ができたというふうに考えてよろしゅうございますでしょうか。それで、寺川さんからお聞きになった話、水位のところも含めてなんですけれども、これは全体の委員会でそんなのはだめだと言われる話は別でございますけれども、恐らくダムのワーキンググループからできたものを十分に推敲し直したものが委員会から意見書として出るということは確かにあったと思うんですけども、それにあわせて委員会なり、あるいは委員会でなければ琵琶湖部会からの特別の意見書というふうな形で、例えば水位の問題を今からどういうふうに議論するかわかりませんが、今のような他部局、他省庁、住民、地域の連携の問題であるとか、統合的自然保護管理、自然保全管理というような問題は大変重要であるということで、したがって引き続きご苦労ながら努力をしていただきたいということを琵琶湖部会からの意見書として書くというラインで、少し作業をさせていただいて、あとは委員会全体の方にそういうことができるかどうかの了承をもらう、あるいはそれは全部委員会でしていただくという形ではどうでしょうか。

中村委員

ちょっと確認させていただきます。琵琶湖の水位については後で議論すると。

川那部部会長

はい。

中村委員

それから、ダムについてはダムワーキングでの現在の議論の議決を待つということですね。それで、2.4の「統合的管理システム」については、何らかのことを書く必要があるだろうということで、これは先ほどの他省庁と同じように委員会の全体で受けるという趣旨で出すということによろしいわけですね。琵琶湖部会が委員会の。

川那部部会長

もし、琵琶湖部会の方々がそれにご賛成になれば、部会長としては取り次ぎをいたします。しかしながら、委員会としてどういうふうに議論するかどうかは、やはり部会の問題じゃなくて、皆さんも入っていらっしゃる委員会の問題だと思いますので、そのところでどう扱われるかはお約束するわけには

いきませんが、というような感じでしょうか。

中村委員

先ほどの宗宮委員のご発言も勘案しますと、やはり琵琶湖部会は非常に重要だと思っているということとは理解いたしますけど、やはり親の委員会で指導を受けていただくということを前提に出すべきじゃないかなというふうに思いますので。

それから、先ほどの地域の持続的な発展だとか、地域がさまざまな取り組みをしていくことに対する支援なりに関しては、ダム部会の方で反映されるというお話でよろしいですか。

川那部部会長

「3.2 さらなる検討・追及を促す点」というところの住民及び地域社会との協働というところでもダムの問題だけではなくて、やっぱり基本的なものはそこだというのは全体の意見でもありますし、琵琶湖部会は特にその中でも強く発言された方が多かったところですから、そういう意味ではどうでしょうか。

中村委員

そういうことでよろしいわけですか。

寺川委員

いや、意見書がどういう形になるかということが、その辺はどうなるんでしょう。今度出されるのは、いわゆるダムの評価ですね。それはありますね。

川那部部会長

はい。

寺川委員

それ以外の部分では、全体としては何か意見書というのはあるんでしょうか。

川那部部会長

それはわかりません。わかりませんと申し上げるといかなのかな。芦田さん、特に何かおっしゃっていただくことがあれば。

芦田委員長

きょうは、傍聴させていただこうと思って発言は控えておったんですが、非常に重要な問題ですので、ちょっと考えを言わせていただきたいと思いますと思うんですが。

先ほどから問題になっている水質の総合的管理というのは非常に重要な問題で、委員会として受けとめる必要があると思うんですけど、特に琵琶湖部会が絡んでいる重要な部分でありますけれども、しかしながらこれも河川管理者がどういうふうに受けとめられるかということは非常に難しい問題がありま

して、先ほどから出ていますようにいろんなところと連携が必要なんですね。だから、まず言っぱなしになってしまうおそれもなきにしもあらずですから、そのあたりは河川管理者と、どういうふうを受けとめられるかということをよく話し合った方がいいのではないかなと思いますね。言うのは非常にいいんですけど、実行あらしめるためにはどういうふうを考えるかということで、河川管理者の方もどういふふうを受けとめられるかというようなことについて、委員会としても少し話し合ったらどうかという。宗宮さん、いかがでしょう。

宗宮委員

よろしいですか。

川那部部長

どうぞ。

宗宮委員

この問題は、確かに琵琶湖部会だけの問題ではございませんし、実行がいつからできますかという話になると、今、芦田委員の方から話がありましたように、かなりよちよち歩きのような、もとのモデルの本当の小さなものから始めないといけないかもしれません。ですから、実行はどこまでできるかということはその場その場で、少しずつ積み上げをやっていかなきゃいけないかなと思っています。

ただ、そういう道具が要るんだと。特に琵琶湖なんかは変化するところはいっぱい持っています。単なる流れる川だけであればもうちょっと変化が少ないんですけども、我々が関与するところと違うものですから、ぜひこういうものはやりたいという意思表示は常にきっちり出して、どこまでできるかどうかは話し合いで、この流域委員会が続くその中で。

芦田委員長

そうすると、意見を述べるとすると、それに対して水質協議会とかをつくるというようなことを出されているわけですね。そういうところで、それを実行する意見として整備計画シートに対する意見として出してもいいと思うんですけどね。

宗宮委員

そう言っていただくと大変ありがたいので、こういう委員会とか協議会をつくってやるとはなっているんですけども、目的の中にそういうのがきちっと位置づけられていると、どこまでやるかを協議できるようになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

中村委員

ちょっとよろしいですか。環境のシートの38がまさにそれなんですね。これで十分かどうかということなんですが、手元の資料2 - 2の環境の12ページなんですが、基礎原案に対する意見で、協議会の早

期設立に向けて詳細な検討が行われることを期待するということを、基礎原案に対して言っているわけですね。その中では、真ん中あたりからですが、「組織構成ばかりでなく、流域全体として汚濁負荷の減少をめざした『面減負荷の抑制』に見られるように取り組む事項にも新たなものが数多く加えられており」と。「将来的には水質保全に関係する生態系機能だけではなく広く生物多様性全体や景観等も含めた環境保全、回復をめざした協議会に発展させていく方向で検討するべきである」ということなんです。基礎案の方のシートというのは、そういうことは言われてもこれぐらいしかできないよねということで検討内容が書いてあるということです。それで、もう一度こういうことを言うかどうか。

川那部部会長

整備シートそのもののことに関しては、また後で江頭さんのところで具体的に言っていただければいいと思うんですけど、芦田さんがおっしゃったみたいに、全体の委員会としてはいろいろなことを考えたり、文章そのものの問題もありますから、いろいろなことがあると思いますけれども、先ほどの話の中からも全体を全部ひっくるめることは明白なる事実ながら、琵琶湖という特別なものを持っている場合には、特にそのことについて強調せざるを得ない部分があるということも確かなので、一応中村さんと江頭さんのところで琵琶湖部会として出すような案を考えていただいて、それを皆さんの今のご意見だと本来なら全体のものである、部会だけではないはずであるということでございますから、委員会としてそういうものをしていただけると大変いいというご意見のようですから、そのような方向で可能であればそうしていただくと。

それから、いろんな言葉の問題やらでいろいろそこまではいけないという状態になった場合は、あるいは琵琶湖部会からのものとしてということも、悪い場合にはあるかも知れませんが、そんなんはかえって文書としてもあかんという問題もあるかもしれませんが、委員会としての意見というのを向こうにいらんで、とりあえずは琵琶湖部会のところで琵琶湖周りを中心にしながら全体の淀川のことを考えるというところで書いていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

西野委員

今の協議会、あるいは連携の件なんですけども、その場合、流域委員会はこれから続くわけですね。その流域委員会との関係というのをきちんと位置づけておかないと、それはそれで動く、流域委員会は流域委員会で動くというふうになるのは非常にまずいのではないかと思いますので、何らかの関係の位置づけというのをきちんとしていく必要があるのではないかと思います。

川那部部会長

ありがとうございます。その辺のところも少し議論をしていただきましょう。

芦田委員長

それは、流域委員会がこういうものについて常に見直しの意見を言うことはできますのでね。だから、特に環境38では不十分だからもうちょっとこうしてほしいということを強く言った方がいいですよ。

川那部部会長

江頭さん、先にどうぞ。

江頭部会長代理

今の水質総合管理システムみたいなものを、どこで言うか。要するにシートの段階で言うのか、もう一つ基礎案に対する整備シートの意見として琵琶湖部会として言うのか、そこはここでちゃんとしておかないと、私自身がどっちでどういう物の言い方をするかと今こんがらがっています。ですから、多分シートの中で意見を述べるよりも、全体として、琵琶湖部会としてこういう大きな問題は議論をした方がいいというふうに思います。

宗宮委員

宗宮です。西野委員の方からご指摘があったことなんですけども、結局、実行の舞台と企画検討の舞台とは全く違うことになると思うんです。ですから、年間計画が仕事をどうしますか、これでよろしいかどうかの方向づけは流域委員会の方でやることになると思いますし、実際起こっている事象の解析、その他についてどうかということは協議会なりの方で話を進める。結果は、流域委員会の方向へどんどん上がっていきだろろうと私は思うんですけどね。だから、その辺で整合がとれないということはないと思うんです。この委員会で、協議会まで兼ねるようなことはほとんどむちゃなことですから、性格上きちっと分けて、運用されるんだと僕は思いますけど。

川那部部会長

恐れ入りますが、そろそろ一遍休みたいと思っております。こういうふうにさせていただきますか。例えば、今のようなことに対する整備シートのところでは私はまだ意見をきちっと出していませんけども、今の部分については水質協議会の現段階ではそうなっておりますけれども、水質だけではなくて、生態系協議会なのか、何かよくわかりませんが、そういう全体のことをすることは少なくとも必要であるということは整備シートとして出せるような内容のものでありますけれども、もう少し広いところについては、ここの整備シートではないと江頭さんがおっしゃったような、とりあえず琵琶湖部会として、そして委員会として、何かこういうところは考えなければいけないというラインをつくった方がいいように思いますが、そんなことでとりあえずさせていただくということでよろしゅうござ

いますでしょうか。

そうしたら、申しわけありませんが水位に入っておりませんが、大体半分ぐらい時間がまいりましたので、ここでちょっと休憩をとらせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

そうしたら、庶務に返しましょう。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、休憩に入らせていただきます。再開の時間なんですが、15分後ということで45分の再開にさせていただきます。委員の皆様におかれましては、302会議室が休憩のスペースになっておりますので、ご利用ください。よろしくお願いいたします。

〔午後 5時30分 休憩〕

〔午後 5時45分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは再開いたします。川那部部会長よろしくお願いいたします。

川那部部会長

それでは、嘉田さんが来られましたので水位に行きたいんですが、その前に委員の方は何か、休憩前のことに関連してご発言はございませんか。

塚本さん、どうぞ。

塚本委員

先ほどの連携も含みますけど、宗宮さんも言っておられた活動の舞台との分かれ方というのは確かにそうなので、現場をやるということはある意味ではシンポジウムをやっても、その質によってある段階まで非常に足元にまで下げられるんですけども、あともう一つの民意としての生の声というところがつながれば、もっと人の動きが出てくると思うんですね。

それで1つ、琵琶湖部会においては、我々もそうなんですけども、農林と河川管理者がどうつながるかということが非常に大切なポイントだと思います。それで、やはりここには住民組織、それから自治体というふうにあるんですけども、自発的な、自律的な住民活動に対して、河川管理者がどのように見極めて、連携または支援できるかということが1つ、ポイントであります。

それで、自発的な、自主的な住民活動といえますのは、持続しようと思えばそれなりの活動のあり様や工夫がなければやっていけないものです。だから、規模が小さくても、こういうところとの連携または支援を行っていくことによって、非常に足元の情報が入ってきます。人との関係や状況が非常によく見えてくるというところがあります。また1つには子供たちとのことなんですけれども、子供を使うん

じゃなくて、子供に使われるあり様というのもあります。この辺が、多分河川管理者の方も今、いろいろこれからの実際の施策に対してやっていくときの住民との関係づくりの1つのポイントだと思いますけども、今後このことがもう少し具体的にでは、それも宗宮さんが言われたように、あれもこれもじゃなくて、1つでも2つでも実績となっていくということが大事じゃないかなと思います。

川那部部会長

ありがとうございました。整備シートその他のところについて、もしどういうふうにした方がいいというお考えが塚本さんにあるようでしたら、委員会のところへ、琵琶湖部会ではないと思いますけれども、いろいろな形で出していただければと思います。

それでは、ほかに。

はい、村上さん、どうぞ。

村上委員

先ほどの連携に対すること、それから流域全体での水質管理等に関してなんですけども、具体的にどういうふうなことが言えるかということについて、1つだけ意見を言おうと思います。

流域全体の水質等の管理の協議の場を主体的に河川管理者に求めるのは結構難しいところは確かにあると思うんですけども、少なくともそれに関する調査、研究、それから情報の収集、そういう検討に値するための情報の共有というか、そういうことに関して河川管理者が主導的にやっていただける部分というのはきっとあると思うんです。これはこの後議論のある水位の部分なんかはまさにそうで、ほかの関係省庁がいろいろやってくださっている部分で抜け落ちてきた部分に関して、きっちり河川管理者が滋賀県にある、きょう来てくださっているいろんな研究者の方とも連携しながら、これからどういう情報をとるべきであるかということも議論しつつ、地道なモニタリングとか、そういうものについても、例えば魚に関して、水産課であれば漁獲に関する議論はかきませんけれども、それ以外のものについてもとっていったり、それぞれの機関が持っている資源を出し合いながら琵琶湖及び集水域の情報をきっちり継続的にとっていくということに関して、主導的にやっていただくということも検討いただいたらどうかということをお願いさせていただきます。

川那部部会長

ありがとうございました。ここでおっしゃってくださったことは議事録に残ることは確かなんですけど、連携というところで中村さんなりなんか書いていただくところに、特に何かということであれば、そのような格好での対応も。それは私のことではなくてそちらの話ですけども、今の村上さんのようなお話がもしほかの方にもありましたら、それは言っていた上で、判断は中村さんと江頭さんのところをお願いするという形にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、水位のところに入れていただいでよろしゅうございますか。水位は嘉田さん、西野さんですが、まずは西野さんからですか。では、済みません、お願いいたします。

西野委員

西野です。琵琶湖の水位について、主に水位変動が琵琶湖の生物生息環境に与える影響についてお話をします。

きょう、拡大学習会で三田村委員が、我々が環境をいじれば必ず何か変化が起こるというふうに言っておられたんですが、水位の問題もまさにそういう側面を持っているというふうに思います。

琵琶湖の水位につきましては、この緑の意見書の2 - 8、2 - 2 - 2水位をごらんください。これをちょっと読ませていただきます。基礎原案で、瀬田川洗堰の水位操作の見直しを方策の1つとして位置づけている点は、提言の趣旨に沿っており、ぜひ推進し早急に実現すべきである。しかしながら、丹生ダムからの水供給や放流量の大戸川への振りかえなどにより、琵琶湖の水位低下を抑制するという方策はこれまでのハードに頼るやり方と全く変わらない対症療法であり、提言を反映させたものとは言いがたい。

ということで、2・瀬田川洗堰における水位操作の検討というのがございます。現在の瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の生物の生息環境及び湖岸形状に及ぼす影響は深刻であり、自然的な季節変動をできる限り尊重して、水位操作の見直しを行うことが不可欠であるということで、2003年、去年の12月に意見書を出したわけですけども、その前に去年の初めから水位の検討を琵琶湖部会の方でやっておりまして、それと並行しまして琵琶湖河川事務所の方で水位操作の試行を同時並行でやっておられます。ちょうど試行がことし2年目になって、それで試行の成果というのを見直して、次の試行に向けてフィードバックをしないとイケない時期に来ているというふうに思います。

きょうは、その試行の成果も踏まえた上で、琵琶湖水位の論点のまとめということをして今後やっていく上でご参考になる資料につきまして、バックグラウンドデータを含めてご紹介したいと思います。

次の頁をめくっていただきますと資料1から5まで、その簡単な説明が書いてございます。それをもとにご説明をさせていただきます。その次の3ページ目に、「琵琶湖の水位について」という資料が資料3 - 2 - 1というのがあります。4枚目をめくっていただきますと、琵琶湖の「コアユの漁獲量の年変化」が上に、下に「コアユ以外の魚類漁獲量の年変化」が下に書いております。下の図の矢印が書いてありますが、これが平成4年に水位操作規則が制定されて、その他在来魚というのが黄色で書いてあるんですけども、この前後から急激に在来魚の漁獲量が減少しているのがおわかりいただけると思います。漁獲量は最近少し回復しておりますが、黄色より上というのは外来魚になります。

その次のページの5ページは、1960年代の初めに行われた琵琶湖生物資源調査団の調査結果をまとめ

たものです。図2というふうを書いてあるのが当時の案で、当時の水位模式型で、そこに現在の水位操作規則を点線で描いております。表1は見にくいので6ページに拡大したものが載っております。これは当時の第1型、第2型、第3型の影響予測です。それに対しまして、琵琶湖総合開発では一番下のところに生物資源保全対策ということで、主に5つの対策をとっております。「人工河川によるアユ資源の維持」、「温水性魚類養殖施設対策」、「淡水真珠対策と真珠母貝対策」、「南湖浚渫」、「ヨシ地の保全と復元」ということで、基本的にはそこに出てきた案に対応する形で、基本的にはハード対策でいろんな対策を実施してきたということになります。

さらに、次の次のページ、7ページをごらんいただけますでしょうか。上が「琵琶湖の水位変化と水位変動リズム」、下が「水位操作規則制定以前（1962 - 1991）および以後（1992 - 2002）の水位変化」の図がかいてあります。まず上の図ですが、これは瀬田川の疎通能力別に時期別に分けてあります。一番上にブルーがかいてありますのが南郷洗堰設置以前の1月から12月の日平均水位です。それで、ピンクが南郷洗堰設置後、それから茶色が第1期河水統制後というふうに、茶色、緑、赤というふうに琵琶湖の水位の日平均水位が書かれてあります。右の方に書いてあるのは、基本的にまず見ていただきたいのは、琵琶湖の平均水位そのものは長期的に減少傾向にあるということがわかりいただけると思います。

もう1つは、水位変動リズムです。ブルーを見ていただいたらわかりますように、4月、5月に一度上がって、7月、8月に一度上がって、それから9月、10月に上がるという3つの山がありまして、それはその後の時期も、水位のレベルは落ちてくるわけですがけれども、変わっていない。それが、この赤の水位操作規則が制定後になりますと、4月、5月の山はあるわけですが、6月、7月の山が余り出ていません。さらに、9月、10月の台風の山が出ていないというふうに、水位変動リズムが変わってきております。

それと同時に右の方に書いてありますように、瀬田川の疎通能力が上がることによりまして、琵琶湖の水位が下がってくるわけです。そうしますと、琵琶湖の周辺で水田開発が行われて、洗堰設置前でしたらBSLプラス80cmのところというのはごく日常的に使っていたところが水田開発しているということで、開発による資産増加がさらに高度な治水を必要とするというイタチごっこになっていて、最終的に湖岸堤の建設で歯どめがかかったわけです。南郷洗堰設置以前は現在プラス80cmで浸水する地域というのは明治時代にはしばしば浸水していた地域であるという歴史的認識を我々はしておくことが重要ではないかと思えます。

その下にありますが、水位操作規則制定以前と以後で、これは黒で書いてあるのがそれ以前の日平均で、ほかの色で書いてあるのが制定以後のそれぞれの年の水位変化です。これを見ていただきますと、

1つ注目するのは、規則制定以後に急激な水位低下が頻発しているということです。もう1つは、長期的な水位低下が起きていることが指摘できます。

その次の結果ですけども、8ページをごらんください。これは水位操作の試行を昨年と今年、琵琶湖河川事務所さんがやっておられて、それにつきましてニゴロブナについての調査結果を簡単にまとめたものです。黒が1962年から1991年までの日平均。それから、制定以後の1992年から2002年までが赤で書いてあります。試行後の結果を、2003年がブルー、2004年がグリーンで書いてございます。グリーンの線が試行のときの実際の水位変動だったわけですけども、それからいろいろわかってきたことがございます。資料4の最初2ページ目に資料まとめというのがございますけど、ごらんください。水位操作の試行の意義なんですけども、これは順応的管理という位置づけができると思いますが、よりよい水位管理のための野外実験というふう位置づけられます。これによって、問題点の絞り込み、あるいは作業仮説の提示が可能な段階になっているわけです。例としてニゴロブナの繁殖というのを挙げているわけですけど、いろんなことがわかってきました。それで、細かい話になりますけれども、雨が多い年は産卵期が長く、少ない年は短く断続的。それから最大の産卵ピークは大きな降雨の後で、15から20cm程度の水位上昇があったときに起こると。2003年が5月中旬、2004年が6月下旬になっていますが、これは図が間違っていて、2003年が6月下旬、2004年が5月中旬でした。

2003年、2004年とも8月以降の産卵がほとんどありません。8月以降40cm程度の水位上昇があっても、産卵が見られないということがわかってまいりました。これで何がわかるかといいますと、産卵期は8月以降はどうも産卵していないと。昔の調査では8月以降も産卵しているというデータが出ていたわけですけど、現在は8月以降は産卵していないということがわかったということです。それから、産卵にはかなり年変化があるということ、また産卵のピークが起こった時期というのはやはり水位がぐっと、15から20cm上がったときに起こるということがわかってきて、こういう結果を蓄積することで、例えばフナについての産卵状況ということにつきましては、どういう水位の操作をすればいいかということがかなりわかってきたのではないかと思います。

ただ、資料4の2ページ目に戻っていただきますが、残された課題としましては、現行の試行は水位操作規則の範囲内、多少はみ出ではやっていたらいいんですけども、そういう中での試行で、梅雨期での水位変動リズムは失われたままになっているということで、そのところは今後の課題として残っているということです。

最後に資料5としまして、琵琶湖の水位変動と関連して湖内で生じていると考えられる現象を2枚の表にまとめてあります。ちょっと手違いで1枚目しか入っていないので、また後で皆さんにお配りします。表1だけ説明させていただきますけども、最後の9枚目、琵琶湖の水位変動と関連して生じている

と考えられている現象としまして、水位変動リズムの喪失、それから急激な水位低下、長期的水位低下ということで、表2が抜けています。それで、梅雨期につきましては、魚類の繁殖阻害ということで、クエスチョンのマークは、示唆するデータはあるけど、確認されていない現象ですね。点が現地調査等で確認された現象。それから、星印は試行に伴う調査によって新たに明らかになった現象です。1つ例を挙げますと、コイ科魚類の繁殖阻害で、分断により稚魚が陸側のヨシ帯にいるのが逃げおくれたとか、そういう現象が確認されております。

あと、2枚目がないんですけども、長期的水位低下については表2をごらんください。長期的水位低下につきましては、定義としてはマイナス90cm以下の水位低下というふうに定義しております。これは一時的な現象と、影響が比較的長く続く現象、それから時期によって梅雨期から夏期に起こる現象と秋期から冬期に起こる現象に分けられることがあります。あとの細かい話は表2をごらんください。それから表2に書き忘れたんですが、冬期に水位が高いことによる障害としては、冬期の浜欠けが報告されております。ただ、生物に対する影響としては、水位が高いことに対する影響というのはこれまで報告されておられません。

以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。では、続いて嘉田さん。

嘉田委員

嘉田でございます。時間的にはどれくらい、短い方が。

川那部部会長

まあ、10分。

嘉田委員

はい、では10分で。

資料は3 - 2 - 2ということで遅れてしまって、大変申しわけございません。また文字だけなんですけど、幸い、今、西野さんが出していただいたこの「琵琶湖の水位変化と水位変動リズム」という図ですね、これとぴったり内容が合いますので、それを見ながら説明をさせていただきます。

ここの基本は、水位低下に関して、あるいは濁水に関してどうするかということは特に今回まだ書いておりません。現代の琵琶湖の水位操作の場合には、できるだけ水を捨てない、捨てない場合には水位を高く保つ、高く保つと湖岸の治水リスクが高まるという流れがあるわけです。そのことを全体6ページほどでまとめさせていただきました。

それからもう1つは、今、西野さんはちょうど歴史的イメージが大事だということを言ってくださっ

たんですけども、やはり琵琶湖の自然のリズムというのは、歴史的にどうそこに人々が対応してきたのかというイメージを描くことによって、より将来の方向が見えるのではないかということで、少しのんきだと言われるかもしれないんですが、江戸時代から明治の話も含めて簡単に書かせていただいております。

元データ、出典・文献が書いてないんですが、私どもの現地調査からの出典です。

まず、1ページ目ですが、平成15年の琵琶湖部会の意見、5つの要約があります。1つは、自然生態系として配慮する。それから「痛み」を伴う、つまりだれもがすべて幸せにはならないということ。それから3つ目は、新たな制度的・技術的なチャレンジが必要だということ。4つ目が、社会的意思決定には歴史的経緯があるということ。それから5つ目が、住民や自治体にとって納得できるものをつくっていくために当事者間の情報共有、話し合いが必要だという、この大きな前提で考えさせていただいたのが後ろの6ページです。

まず最初に、琵琶湖辺の自然の水位に近い、あるいはそれに合わせた生活様式というのはどうということだったかという、「農漁一体の複合的な水辺利用」として説明しています。水位が上がったら魚をとる、下がったら米をつくるという、いわば「半農半漁の状態」です。そのときにさまざまな仕組みがございますが、例えば水位が上がって水込み、いわば溢水で困ると「水腐引高（みずぐされひきだか）」というような形で年貢の減免措置があったり、生活をどう維持するかということを実時の人びともしっかり考えていたわけです。

住民の側としては、ちょうど西野さんが出してくれたこの図でいきますと、春先の4月5月に菜種梅雨があるんですね。この菜種梅雨のときの水位の上昇が、魚が水田なり陸地に近づいてくるチャンスです。それからもう1つが本梅雨でしょうか、6月7月です。これを地元では「ウオジマ」と言っておりまして、魚が集落に近づいてくるところを皆、村じゅう総出で魚つかみをしていた。これは魚つかみといいますが、魚とりとはいいません。これが「おかずとり漁業」です。これが結局、農業者も漁業者も関係なく、地域としての一大イベントであったわけです。湖岸でさまざまお話を聞くと、そうですね、40代50代以上の方はこのウオジマのことを大変懐かしく話をしてくださいます。

これがちょうど西野さんが出してくれた図でいきますと水色の時代、南郷の洗堰をつくる前。それからその洗堰をつくった後でも、やはりこのピークはあったわけです。つまり、瀬田川の疎通能力が低かったがゆえに、洗堰をつくる前は $50\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいだろうと。それが洗堰以降も $200\text{m}^3/\text{s}$ くらいしかできておりません。その後、第1次河水統制、これは昭和12年から始まりますが、完成するのは昭和30年代以降です。この時代においても、やはりこのウオジマのピーク、つまり自然に水位が上がるといことは防ぎ切れなかったわけです。それに対応する魚の暮らしぶりがあり、人々はそれに合わせていたと

というのが1つの歴史イメージです。

それをまず頭に入れておいていただいて、その中で2ページ目に行きますが、大変な琵琶湖と下流の淀川治水をめぐる上下流の対立がございます。

これはもう皆さん既に御存じだと思いますが、意外と資料にないのが、琵琶湖辺の水害の話ですと淀川の下流の水害の資料がほとんど出てきません。それで淀川の、例えば大阪府、京都府の治水、水害資料を見ていると、琵琶湖の湖辺のことは抽象的にしか書いてないんですね。具体的にどういう被害があったかはあまり資料に出てきません。

ここで少しまとめさせていただきます、まず明治18年というのは大変な被害だったということです。琵琶湖は2.71m水位が上がり 140日の浸水ですが、この下流が大変だったわけです。大阪市内の橋の4分の1が流され、死者・行方不明者28名。それから被災家屋 2,500、被災民23万人ということで、この明治18年の大水害が、実はその後明治29年の河川法、つまり治水政策を国の施策としてつくっていこうという大きな枠組みになっていくわけです。

それで明治29年、実はこの河川法ができた年に、琵琶湖では既往最大の水位上昇3.76mということになるんですが、この後、南郷洗堰ができて全体の水位が下がります。つまり、 $50\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいだったのが $200\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいまで疎通能力が高められるわけですが、大正6年にもやはり豪雨に見舞われます。これは梅雨の豪雨です。琵琶湖水位1.43mまで上がります。このとき、下流の淀川右岸、高槻市は「大塚切れ」というのが起きておりまして、高槻・茨木・摂津から下流まで1万 5,000戸ほどが浸水します。死者数は2名。

それで昭和に入ってから、河水統制事業で疎通能力が $400\text{m}^3/\text{s}$ まで上がるわけですが、いずれにしろずっとこの上流・下流の対立の中にあり、そこで琵琶湖総合開発になるわけですが、もう琵琶湖総合開発のことはあまり詳しく申し上げません。皆さん既に御存じだと思いますが、時代的背景を考えておきたいということです。

当時、日本各地に多目的ダムができ、水資源開発が高度経済成長のためになされるんですが、琵琶湖総合開発は、全国で唯一、上流の地域開発と水資源開発をセットにしたという点です。

当時、滋賀県はいわば県民所得も大変低いところございまして、「下流の豊かな地域をさらに豊かにするために、貧しい上流地域が、利水による水位低下などの大きな犠牲をこうむることは県民感情としても納得できない」ということで、この上下流の枠組みづくりのために、実は昭和30年代から40年代、20年近くの協議を経て昭和47年に総合開発ができるわけですが、この総合開発は琵琶湖の多目的ダム化であった、つまり利水と治水両方をセットにする多目的ダム化であったということです。

その総合開発.....。

川那部部会長

ごめんなさい、10分は無理やとは思いましたが、もう大体10分なので。

嘉田委員

はい、過ぎていますね。

川那部部会長

まあ5分ぐらいでやってください。

嘉田委員

はい、すいません。

それで、4のところに行きますが、総合開発で初めて、それまで経験則であるいは明文化されていなかった洗堰の操作規則が行政的に明文化されてくるわけです。今回は、この操作規則を変更することができるのかどうかということがかなり重要なところになってきますので、少し具体的に書かせていただいております。既に御存じのように、先ほどの生物生息の環境の一番の問題は、洪水期の制限水位、つまり6月16日から10月15日までの「洪水期」に、6月16日から8月31日がマイナス0.2m、それから9月1日から10月15日がマイナス0.3mですけど、これはあらかじめ下げしておくことによる治水リスクの低下、これは琵琶湖岸の人たちが長い間まさに悲願として望んでいたことでございます。これが明文化されたということで、治水リスクは明らかに低くなるわけですが、そこに思いもよらないその生息上の破壊ということが起きてきたわけです。

琵琶湖岸では、琵琶湖のいわば計画高水位は1.4mですから、1.4mまでは水位が上がっても湖岸は水につかないということが1つの目標ではあったんですが、実態としましては既に60cmくらいからぼつぼつとつき始めまして、1.4mで冠水する水田面積が5,000haほどになります。それで床下浸水が100戸、床上浸水が10戸ということで、ここで申し上げたいのは、琵琶湖岸の洪水というのは人が死ぬほどの致命的なものではなくって、じわじわと上がってくるものであるということです。ですからこれは、ある部分、経済・財政的な対応で可能だということです。

その次の5ですけど、今1つ問題になっているのが洗堰の全閉操作と下流の治水です。2004年12月2日、今月ですね、滋賀県知事が国土交通省に「明治29年の想定雨量であっても、淀川の枚方地点では流量に余裕があり」、「それに対して、宇治川流域では洗堰を全開すると洪水の危険性がある」、「それゆえ大戸川ダムや丹生ダムの整備が必要」だということ、これは具体的な要望は新聞記事以上は知らないんですが、こういうことを考えていきますと、上流と下流をセットで改めて今考えなきゃいけないだろうということです。

最も最近の洗堰の下流の堤防破壊は、昭和28年9月25日の13号台風の宇治川左岸です。それで滋賀県

が言っているように、確かに宇治川左岸は弱いようです。ここではもう、被害状況を5ページの上の方に書いておりますけれども、全半壊・流失家屋が1万1,000戸、行方不明者・死者145名、被災人数106万人という大変な被害だったわけです。この後もちろん天ヶ瀬ダムなども建設されて状況は改善されているんですが、今、私ども下流地域をずっと調査をしておりますと、大変下流は危ないと思います。

1つは、今回のこの夏のように想定を超える水がいつ来ないとも限らないということとあわせて、大変社会が脆弱になっているということです。昭和28年に切れた巨椋池のところは、今、向島のニュータウンなどになっておりまして完全に新興住宅地です。そこで聞き取りをしておりますと、ほとんどの方が浸水履歴を知りません。まさか自分たちのところが水についた、たった50年前に、ということも知らずに暮らしているわけです。ですから、万一のことがあったら大変危ないという社会的リスクが高いわけです。

それで、きょうの結論です。6ですが、新しい琵琶湖治水の枠組みが必要ではないだろうかということです。これは行政の方に詳しく計算なりしていただきたいんですが、提案としては、琵琶湖の上流域はどうか、例えばそこを遊水域というような形で新しく制度化することで、万一床上浸水になってもどうか生活を保つことができるだろうと。それに対して、下流というのは万一のことがあったら大変な被害が起きる。そういう上下流の状態の中にあるということです。それで琵琶湖岸域を新しく遊水域化するようなことが考えられないだろうかというのが、きょうの実提案です。

具体的には、琵琶湖岸の水田が多いわけですが、水田は4割ほどが転作しなければならない状態になっていますから、集落ごとにいわば集団転作を湖辺部に持ってきて、そこを新たな遊水域としての機能を付与する。それからもちろん、床上浸水などが想定される住宅地に対しても遊水域的な財政支援を行うと。それと今後、都市計画なり土地利用で1.4mより低いところに新たな財産をつくらない。先ほど西野さんが、治水の疎通能力を高めることと湖岸の開発がイタチごっこだったという、ここは都市計画なり土地利用規制で新たにやらなければいけないのではないだろうかということです。

それで、この水位のある程度の上昇を湖岸の地域が受けとめることは、ある意味で、最初に申し上げましたような農漁一体の、田んぼに魚が入る、あるいはそれを楽しみながらつかむというような形での農漁一体の生活様式の再生というか、復権にもつながるものだろうと。ただし自然再生という枠組みでは大変制度化しにくいので、ある意味、この遊水池というところが制度としては新しく提案できることだと思います。

すいません、時間が長くなりました。以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。短い時間で、お2人の方に無理をお願いしましたけど。

では、次の件に関して、今2つのお話がございましたけども、ご意見お願いいたします。はい、どうぞ。

芦田委員長

きょうはしゃべらんとこうと思ってたんですけど、今お聞きしましてちょっと言いたくなりました。

嘉田さんのお話、全くそのとおりで、宇治川は非常に危ないんですね。僕も天ヶ瀬ダム你再開発で流量を1,500流すというのは、宇治川の治水安全度をもう少しふやしてからでないかと絶対危ないと思っています。

そういうことで、上流と下流の対立の歴史ですけども、上流の方でもこういうふうな提案で治水対策をしていただくというのは非常に大事なことはないかと。賛成ですね。

川那部部会長

どうぞ、ほかの方。

何にもなし。はい、嘉田さん。

嘉田委員

よろしいですか、嘉田です。

宇治川が危ないことのもう1つの理由は、宇治川のところは、もちろん河川管理者の方はよく御存じですけれども、木津川と桂川が入ってきたときにバックウオーターになるんですね。あそこは一種の湖になるわけです。下流に流れ切らない地形構造になっています。

昭和28年9月のあの堤防破壊も、上から来た水だけではなくてバックウオーター、木津川・桂川、3川合流のバックウオーターが影響しているんじゃないのかというようなことも専門的な方から伺っております。そのところが本当に都市機能が集中していて新住民も多いところで、あのあたりを見ますと私、もうぞっとするというのが正直なところでございます。

そのバックウオーターの問題なども含めて、もちろん河川管理者の方はよく御存じだと思いますけれどもつけ加えさせていただきます。

芦田委員長

むしろ、そのあたりは河川管理者の方で強く主張すべき問題だと思うんですけどね。

川那部部会長

ほかにはいかがでございましょうか。

昔話が出てきたから僕も昔話を言うと、ほんまに巨椋池のとおり水がつかりましたね。感心しました。あのときは、例えば「河川管理者」はたしか、巨椋池を家を建てさせないで完全に遊水池にしようという考え方を一時期持たれたことは確かなようですね。幸か不幸か、家が建ってしまったのでだめだ

ということになったわけですが、

これから後のということになると、先ほどの嘉田さんのお話じゃないけど、やっぱり都市計画その他のところで、住んではいかんところには住んだらいかんというやつをやっぱり本当はやらないといけないんですけど、これは大変なことですが。

余計な年寄りの話をして申しわけございません。どなたかもうちょっとまともな話を。お2人の話に、芦田さんの話はまあいいです、私のようなんでないまともな話、どうぞ何かしていただけますか。

はい、どうぞ。中村さん。

中村委員

この議論の扱い方なんですけど、1つかなり決定的な問題だったのは、非常に多様な代替案を出していただくというところに、その流域を横断したこの種の扱い方というのは、河川管理者として非常にやりにくかったという意味でも出てきてないということが1つありますよね。

それからもう1つは、先ほどの嘉田さんの話なんですけども、財産の問題と生命の問題というのが基本的に違うわけで、その治水の考え方でイーズメントということがありますよね。要するに、そこは住んで構わないけれど、何らかの水害が起こったときには金銭的に対応するんだと。そういうことを前提にして住んでいくというような、そのイーズメントという考え方あたりがどうも何か希薄だったような気がするんですよね。代替案の検討の中で。

さまざまなソフトな対応を含めた検討と、それからそれを河川管理者に要求するのと、今のように委員側から提案しなければなかなか河川管理者も手を出せないというような問題を、本気でどこまでやるか、やれるか。今回の委員会の結論の中にどういうふうに位置づけていくかということが課題なのかなというふうに思うんですけどね。

その技術的な問題というのはいろいろあるでしょうし、その評価をどうするかという問題はあるんですけども、位置づけとその問題の幅とありますが、代替案としての考え方の幅広い取り扱いをどういうふうにしていくかということを議論するんじゃないかなというふうに思いますけども。

江頭部会長代理

今、部会長がちょっと退席してますので司会させていただきます。

ほか、ございませんでしょうか。

嘉田委員

今回の水位の操作の議論で、私ども湧水に対してどうするかという議論をできていないんですけど、これはぜひどなたか意見があったらお願いしたいんですけど。

湧水はある部分、小さな操作の改善というよりは、かなり基本、もう水は捨てない、できるだけため

るとというのが1つの基本だろうと思って、それで湯水のところを書いてないんです。ここのところもぜひ、いろいろ昭和14年並みの湯水が起きたらどうするかということも随分言われており、その湯水のためのダムの補給水ということも出ているんですが、そこは今回余り立ち入っておりませんので、ぜひ補強していただけたらと思います。

江頭部会長代理

私もさっき手を挙げたかったので。

この治水、嘉田委員の報告書と、それから西野委員のこの報告、これにあわせて湖岸域の今度は浸水問題というのがまた別の格好で出てきますよね。例えば水位を高く保つことによって河川が非常に氾濫しやすくなるとか、そういった問題がございますので、この辺もあわせてご検討いただくようお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

細川委員

細川です。きのう、ちょうど水資源機構から資料をいただいたので、私なりにそれを見せてもらって考えていたんですけども、湯水年の琵琶湖水位について、代表的な明治27年、大正13年、昭和14年、昭和53年、昭和56年、平成6年について、降雨量と水位について資料を下さっているんです。

それによりますと、例えば明治27年が1,236mmで水位の差が最大が1.16、一番低いときで0.04になっています。それが、例えばそれに近いところでいくと昭和53年、これが総合治水になってからの操作規則にのっとったものですけど、1,221mmですので雨量としては非常に近いんですけども、水位の方は最高が0.19、最低がマイナス0.68というふうになっています。

私は、琵琶湖の総合治水というものがどれほど水位に影響を与えるのかというのを具体的にみたことがなかったので、資料を見せてもらって初めて、やはり同じような降雨量で明らかに水位が下がるのは操作規則によるものだとしか思えないと感じました。

そうすると、例えば湯水年を気にするのであれば、昭和14年が最大の湯水年で、そのときの降雨量が1,099mmと。それでも最低の水位が1.03ということですので、例えば平成6年が1,138mmあったのに対して最低の水位がマイナス1.23になったことを考えると、もし水位操作を見直して、例えば今マイナス0.2、0.3mというふうにしているものをプラスマイナスゼロに戻すことができれば、湯水年の心配は極端に減るんじゃないかと感じています。

ですから、水位操作を見直すことがやはり琵琶湖の場合は基本なんじゃないかというふうに、今回資料を見せてもらって余計に強く感じました。ぜひそのようにしていただきたいと思いました。

川那部部会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

あと時間は30分ほどに一応なっておりますので、特になければ。

今のような水位の問題というのは大変大事なことなので、やはりお2人から出てきたことも含めて、琵琶湖部会としてはこの問題をどういうふうを考える、あるいはこういう面は必ず「河川管理者」にはきちっと説明をしてもらわなければならないというところを書いてくださるように、きょうも少しありましたけれども、書いてくださるようお願いしたいと。琵琶湖部会の方をお願いしたいと思います。

それで、そこのところは引き続き、きょうちょっともう時間があんまりありませんので、幾つかの件について、きょうお2人からのお話がまさに対照的というか相補的な形でありましたので、それに対する意見をお2人のところへ出していただいて、それでまとめていただく形で、次の琵琶湖部会のときまでにある種の成案めいたものをつくっていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一番最後のところになりますが、普通ですとこの琵琶湖部会は、割合に先に傍聴者の方のご意見を聞いてからまた考えるというのをやっておりますけれども、ちょっときょうは急いでおりますので、とりあえずはまず2番目のところへ戻らせていただきまして、基礎案に係る整備内容シートに関する分、及び現実にもう既にいわゆる「河川管理者」がやってらっしゃることに関する我々のあれというような点のところを、どのように部会意見として取りまとめるかという問題について、江頭さんの方からお願いいたします。

江頭部会長代理

資料2 - 1をごらんいただきますようお願いいたします。

ここに「決定事項」と「検討内容」というふうに分けてございますが、この「決定事項」というのは私ども、中村委員と村上委員、それに私で相談しながら、こういう方向で整備内容シートをまとめましょうという、そういう意味の決定事項でございます。

このとき決めましたが、その黒点で3つ書いてございます。基礎原案に対して我々は意見書を出しているわけです。その意見書をもとに基礎案というのが出ているわけですが、基礎原案と基礎案が同じものについては、基礎原案へ我々が意見を出しているわけですが、そういったものを尊重した上で実施してほしいということを書くと。それから2つ目でございますが、その基礎案に対して皆様方から意見をいただいております。そいつを全体の意見をまとめますと膨大なことになりまして、到底私どもで作業できる範囲ではございませんので、その中身を私どもで検討させていただいて、そのエッセンスだけ

を取り出して基礎案に対する意見として載せるといふ、そういうことにしたいということでありませう。それから「部会の意見」といふような、そういうことでは出ておられますが、それは取っ払った格好で載せると。

具体的に「検討内容」のところの2ページ目「ダム17」、整備内容シート、資料2 - 2でいきますと「ダム - 10」、10ページですね。ここにダム - 17に対する基礎原案と、基礎原案に対する意見、それからこの基礎原案に対する意見を受けて基礎案がこういうふうになりましたといふ、そういう一覧表があります。それでさらにこの基礎案に対してどんな意見をいただいているか。例えば松岡委員、寺川委員、松岡委員、こういう意見をいただいているわけでありませう。よろしうございませうか。

それで、この3方の意見、それからこれを常識的な判断といひませうか、我々が意見書に書きましたそういうもののエッセンスに相当するよなものを引っ張り出すとどんなことになるかといふことですが、それがもう一回資料2 - 1のダムの17、そこに返っていただきますと黒点で3つございませう。それでこの黒点3つをどうしますかといふと、この基礎案に対する意見として琵琶湖部会から出ていくといふ、そういうことにさせていただきたいといふことございませう。それから個別にいただいております、例えば松岡委員、寺川委員、松岡委員ですね、この意見といふのは別途後ろにつけさせていただくことございませう。そういうふうにして琵琶湖部会から本委員会に集めまして、そこで委員会としての整備内容シートに対する意見といふのをつくり上げるといふ、そういうことに一応なっているといふことございませう。もし私の思い違ひがあれば指摘していただければ結構かと思ひませう。

大体そんなことございまして、それでもう一回資料2 - 1を見ていただきますと、最初ダムの項目がずっと並んでおられて、資料2 - 1の1ページ目、表紙ですね、ダム1を見ていただきますと「基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと」と。その後ろの方にその次に「調査項目、調査方法については」云々と、こう書いてありますが、これは新たにこの琵琶湖部会から出ていく意見としては、この調査項目云々とこの後の文章が出ていくといふ、そういうことになります。

それで今、皆さんにざっと見ていただきたいのは、この新たに付け加えたところで非常に問題のある点、そういったものの指摘と、それからこれだけはここに意見として言わせていただきたいといふことございませうたら、そういった点を皆さんからご意見をお伺ひしたいといふ、そういうことございませう。

大体、以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。

それでは、今のことについてのご意見いかがございませうか。

それと手続としては、きょう少し議論をしていただくののほかに、残りのものについてはいつか期限を決めて江頭さんのところへ送ってもらうということに、もし改めて追加するところがあれば送ってもらうと、手続としてはそうなるわけですね。

江頭部会長代理

ええ。

川那部部会長

というようなことも含めた提案のようでございますけれども、どうぞご意見よろしくお願ひします。どうぞ。

西野委員

西野です。先ほどほかのところでお話しさせていただいたんですけど、ダム湖と周辺の生態系の理解ということなんですけど、やはりダムが下流に与える影響というのもきちんと評価する必要があると思うんですね。そういう視点がこの意見にはちょっと欠けていると思いますので、そこを追加したらどうかと思います。

中村委員

もう西野さんからそれを意見として出しているのだから、作業的にはそれを反映するという作業になるんですけど、基本的には委員の方々にチェックをしていただいて、その追加的な意見については江頭委員の方に出していただいて作業を数人でやっていると、何人かでやっていると。

ただ、一度これは出していることをまとめたものなので、基本的には一たん終わっていますということになるわけですね。ですから一応こういうふうにまとめました、できました、これで見てください、漏れているところがあったらお願いしますというふうに理解していただければというふうに思います。

川那部部会長

いかがでございましょうか。

この辺は、たしか私の方からもいついつまでに文書でいただきたいというふうなことを申し上げて、多くの方がそれに反応していただいたということでございますので。残っている部分がもしございましたら、いつまでにしましょう。江頭さん、いつまでぐらいにはもらわんとどないもならんというのがありますわね。

江頭部会長代理

多分ですね、1週間ぐらいお願いしたいと思います。

それで全体、琵琶湖部会とか淀川部会、それから猪名川部会、全体の意見がいつでしたか。12月20...

何かとにかくこれは全体として正月の宿題になっておりまして、そんなことをしっかり念頭に置いていただきまして、多分12月22、23日ぐらいには意見をいただかないと多分集約できないんだと思います。その点ご配慮いただきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

川那部部会長

じゃ、特にございませんでしたら、22日が水曜日です。それで23日は休みの日なので、22日水曜日、ちょうど1週間後までに送っていただくというぐあいにさせていただいてはいかがでしょうか。それで23日の間に庶務へもう出していただければ、あるいは江頭さんのところ直接でもいいんですけども、それで届くということになりますでしょうね。

江頭部会長代理

庶務の方に出していただいた方がいひです。

川那部部会長

それでは、22日水曜日に庶務ということにさせていただきたいと思ひます。

私、実は1つだけ全く出してない問題があるので、後で出させていひたいと思ひますけれども。

それは、私の書き方によると基礎原案の中に入っていない項目、こういうものについては基礎原案でも議論されていないけれども、このことは検討すべきであるという項目を幾つか出したものがありまして、そのうちのごく少数は基礎案の中に入れてもらっていたと思ひますけれども、大部分は入っていないんですけども、そういうものについて、すぐではなくて検討する項目としてやっぱり必要だというものが幾つか残っていると思ひますので、そのうちの重要だと思ひるものをあるいは出させていひたくことになるかと思ひます。

なぜそんなことを言うかという、出てきているものに対する意見ということのほか、出てきていないものに対する意見というの、ある場合には大変重要な問題が委員会としてはあるかもわかりませんで、部会としてそういうことを考えていただければ大変ありがたいという、一般的な話でございませんで。

それでは、あともう少し議論をしないといひないかもわからないんですけども、それは残して。

はい、何か特に。

西野委員

すいませんで、確認ですけど、水位はだれがいつまでにまとめると。

川那部部会長

西野さんと嘉田さんが、どうしましう、これは日付は決めておりませんで、やっぱり22日ぐらひに皆さんにご意見を、特にきょうの話であれば出していただきませんでしょうか。それを、お正月休日は2

人っていったら大変やからなあ。

はい。

江頭部会長代理

よろしいですか。

これを事務局からメールでいただくと作業がしやすいですね。だから、きょうの資料をメールで入れていただいて、それで返事を、皆さんの意見を何日ぐらいまでに欲しいという、そういうことをおっしゃっていただければいいんじゃないでしょうか。

芦田委員長

ちょっとよろしいですか。

川那部部会長

はい、どうぞ。

芦田委員長

今の問題について、委員会としてこの前運営会議で決めましたんですが、当初12月20日までに出してほしいと言っていたんですけども、ちょっと無理だろうということで、12月20日にはできるところまでを出していただいて、その後1月11日でしたかね、委員会に各部会調整して出していただきたいと、それが最終の、そういうことでお願いしておると思うんですが。よろしくをお願いします。

川那部部会長

西野さんから直接聞いたところによれば、恐らく水位に関するいろいろな問題は個々のところについての議論ということではありませんので、22日を待たなくても構わないと思うので、委員の方はまことに申しわけございませんが、遅くても20日月曜日の午前中あたりに庶務に出していただくというのはどうでしょうか。

それで嘉田さんと西野さんを中心にまとめていただいたものを、次の琵琶湖部会は今のところ12日の予定ですけど、1月9日、10日ということがあり得ると思いますので、お正月が終わった段階で案として出していただくと。それで皆さんに事前に配っておくという、そういうやり方ではいかがでございましょうか。それ以外にちょっと時間的にあり得ないと思うので。

それで水位に関するいろいろな問題は、琵琶湖部会からこういうところが大事であるということは、少なくともきちっと出しておかないといけないと思いますので。そういうことでやらせていただけますでしょうか。

はい、どうぞ。

嘉田委員

きょうは実はちょっと、西野さんと私とここの場で出会ってということだったので。

ここを1つファイルにまとめまして皆さんにお送りするという手続を数日いただけますでしょうか。そうしないと、ばらばらとあそこがここがというよりは、もう原案の文章をワードで多分10ページぐらいになると思うんですが、それを皆さんにお渡しして、その中に赤字で入れていただくということで、数日、きょうが15日ですから20日ぐらいまでにどうでしょう。

川那部部会長

西野さん、そんなんでよろしいか。むしろ先にいろんな意見もいただくのはあるとしても。

嘉田委員

いただいた方がいいですか。

川那部部会長

それとは半分独立に、お2人で少しまとめたものにしていただけますか。

西野委員

やはりだれか1人がまず責任を持って書かないと、やっぱり論調とか変わってきますので、嘉田さんが責任を持ってやっていただけるということでしたら、そこに意見を入れさせていただくということでしょうかでしよう。

川那部部会長

嘉田さん、よろしいか。

嘉田委員

西野さんにこのファイルをいただいて、こちらで10ページぐらいにこう図とかも組み込んだ形でやらせていただき、それを皆さんにお送りします。

川那部部会長

それでは申しわけありません、嘉田さんが主で、西野さんは副ということで、そういうふうにしていただいて、文章のところは嘉田さん、よろしく願いいたします。

それでは、きょう、大変急ぎますけれども、おのおの方からの意見はできるだけ早く出していただくということ、一般的なことは、一般的というのはきょうの文書の中でないものは、できるだけ早く出していただくということで、1月の正月休みが終わりました段階で皆さんに原案を配るという形にさせていただきますたいと思います。申しわけございません、よろしく願いいたします。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

川那部部会長

では、あと議論はまだ少し残るかもわかりませんが、いつも琵琶湖部会は最後ではなくて、ちょっと前に傍聴の方にご意見がある場合は承っておりますので、きょうもそういうふうにさせていただきたいと思います。お話をいただいた上で何かそれをめぐって議論をしなければならなければ、ちょっと委員同士でさせていただきたいと思いますが。

どなたかございますでしょうか。ああ、そこお2人手が挙がっていますね。はい、どちらからでも。

傍聴者（千代延）

千代延です。ご苦労さまです。

きょう、琵琶湖の水位、先ほどまで話がなされましたけども、西野委員と嘉田委員からあのような報告をされて、最後に嘉田委員から、湧水の議論がなされていないので補強してほしいという意見がありました。私はこれは非常に大切なことだと思うんです。

河川管理者の方からは、今までは湧水対策としてダムによる水の補給の効果が非常に強調され、まあこれしかないとはおっしゃっていませんけども、あたかもそう言わんばかりにその効果が強調されておりました。

これに対して、今までダムワーキングでもそれに対してどうだという反応は、私の受けとめ方ではなされてないし、この琵琶湖部会でもそのことがそのまま受け入れられるのか、いや受け入れられないのか、あるいはもっと強く別の代替案でも提案するぐらいの迫力を持って河川管理者に対して議論をされるのか、その辺がはっきりわかりません。

ですから最低、今の琵琶湖の水位というところには、この大きな問題を必ず入れていただきたいと思っています。しかも、その河川管理者の考えられている今そのことに対してどうかということも、わかるように入れていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。次の方、よろしく。

傍聴者（野村）

ご苦労さまです。関西のダムと水道を考える会の野村でございます。ちょっと座らせていただきます。私も湧水の関係なんですけど、いわゆる丹生ダムと大戸川ダムの利水撤退による空き容量、これを湧水対策容量にという件なんです。

きょうの参考資料1の一番下、544ページをごらんいただきたいんですけども、ここの出だしのところに書いておりますように、表題は「『湧水対策容量』は“愚の骨頂”」という題にさせていただいて

おりますが、この出だしのところにありますように、12月5日の第10回ダムワーキングで、河川管理者の方から「利水についての中間とりまとめ」というのが配られまして説明があったわけですが、ここに次の記述があるわけです。

利水についての考え方ということで、「既往最大規模の渇水に対しては、断水を生じさせないようにすることを目標とします」と、こういう記述があるわけですね。これはどういうことかといいますと、その下にアンダーラインを引いたところがありますが、「『利水撤退』により丹生ダム・大戸川ダムに生じる約1億1000万 m^3 の貯水池余剰容量を『渇水対策容量』に転換すべき」と、こういう意味であると思います。

仮にこのときに出されておりますシミュレーション、昭和14年渇水のシミュレーション、あれが仮に正しいと仮定しましても、その下にa) b) c) d)と4つ書いてありますが、私どもはダムがなくてもこういう4つの対応策があるというふうに考えておりますし、特にa)「大川」の維持流量のカットについては、以前にも意見書を出させていただきましたが、これは極めて有効であるというふうに思っております。

それとその下のアンダーラインは、基本的に「近年の少雨化傾向」ということを河川管理者は言っております、それが今後も続くという前提での議論だと思っております。渇水が多発するだろうとかいうことですが、しかし最近の新聞報道などによれば、気象の長期予報、21世紀の長期予報からすれば、むしろこれから多雨化傾向になるのではないかというふうに思われます。

ということで、対応策としてはいろいろあるので、改めてダムに渇水対策容量を設けるのはまことにばかげたことであると思っておりますが、さらにこのシミュレーション自体も問題があるというふうに思っております。これにつきましては、佐川克弘氏という方が今まで何回か意見を出されておりますが、私も最近、その気で河川管理者から出た資料を見ましたけども、このシミュレーションは3つの欠陥を持っていると思っております。

1番目は、先ほどの維持流量カットなんですけど、これの見方が甘い。また意見書を出しますのでごらんいただきたいと思いますが、河川管理者からの質問回答をいただいておりますけれども、それなんかを見ましても、最大で12 m^3/s のカットしか見てないシミュレーションであるわけなんです。しかし我々は10 m^3/s 、15 m^3/s までは全然問題ないと大川につきましては言っておりますし、それから平成6年の実績で見れば、大川で30 m^3/s 、神崎川で5 m^3/s 、最大35 m^3/s までカットしているという実績もあるんですね。それからすると今回の12 m^3/s というのは余りにも少ない。これが1点です。

それから2点目は、意外に思われるかもしれませんが、これは取水制限ですね、下流で上水、工水、あるいは農業用水の取水制限をしておりますと。10%あるいは20%、琵琶湖の水位低下に応じてカット

しておりますよというふうに書いてあるんですが、これは実質はゼロということです。なぜそういうことになるかといいますと、この資料によればこう書いてあるんですね。つまり、平成13年の365日のうちの取水量がピークだった日、 $73\text{m}^3/\text{s}$ か何かだったと思うんですが、これを基準にしてその10%カット20%カットと、こう書いてあるわけです。これであれば実質上、特に8月後半から9月、10月、この辺のあの年の取水実績量からすると、この実績量というのも河川管理者がデータを出している数字の話なんです、その数字と比較しましたら全くカットしてないのと同じことなんです。農水についても同じことであって、農水についても一応水利権量の2分の1でシミュレーションしてますと、こう書いてあるんですが、そのことはうそではないと思いますが、しかしそのカットにつきましては水利権全量の10%、20%と、こうなっておりますので、水利権は農水は実績でも50%ぐらいしか取水されておられませんので、水利権全量の10%、20%というのは空気をカットしているようなものなんですね。

ということで、取水制限とはうたっておりますが、実質は何もしていない。100年に1度の渇水シミュレーションにおいて取水制限を何も実質上していないと。こういうものです。

あともう1つは、3番目なんです、木津川・桂川ですね、この川からの流入を全然計算に入れてないと思われることです。つまり、琵琶湖の水位が下がると、下流がこれだけ取水するから琵琶湖が下がると。その計算は、単に琵琶湖から宇治川を通して出ていく水量についての計算だけであって、まるで木津川や桂川には全然雨が降らなくて、そちらからの3川合流地点の流入は全くないという想定がされているとしか思えない内容になっております。

ということで、以上3点で、この辺を訂正すれば、あのシミュレーションを訂正すれば、河川管理者が盛んに問題にしております琵琶湖マイナス150cmですね、BSLマイナス150cm、これをクリアすることは十分可能であるというふうに思っております。

以上です。

川那部部会長

ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

傍聴者（藪田）

世界遺産を守る会の藪田と申します。

資料2-1ですか、ダム11、12、13、これは天ヶ瀬ダムにかかわることだと思います。そのダムの11のところですが、「事業の推進にあたっては、歴史的文化的財、景観の保全を十分尊重すること」と書いていただいているんですが、もう少しダイレクトに書いていただければどうかというぐあいに思うんです。

これまで数次にわたって、宇治川の歴史的景観の保全の必要性について訴えてきました。先日のダムワーキングの住民の意見を聞く会でも発言をさせていただきました。それでちょっとこの言葉はわかりにくい面があるので、「宇治川の自然景観、歴史的景観の保全を前提に」とか、あるいは「尊重すること」と、こういうぐあいにはしていただければありがたいなと思っています。

時間がないので、私の意見はダムワーキングの住民意見のところを参考にいただければと思います。

川那部部会長

ありがとうございます。

傍聴の方、ほかにはございませんか。

それでは、今の3人の方のご意見を承った上で、委員としてご発言になることがございますでしょうか。あるいは今の傍聴の方のことではなくて、前のところで抜けていたというようなものでも結構でございますが。

江頭部会長代理

あの、いや、やめときます。

川那部部会長

はい、どうぞ。村上さん。

村上委員

村上です。琵琶湖の水位の検討の件なんですけど、ちょっと先ほど嘉田さんから皆さんに振ってくださったときにちゃんと発言できなかったの、改めてなんですけど、治水に関してまず嘉田さんが出してくださった意見、基本的に僕は賛成なんですけれども、ただ今、急に例えば琵琶湖遊水池みたいなことをばんと言ってすぐにその理解が得られるかということ、それはなかなか難しいところが確かにあると思うし、また下流のために貯留が必要なのかというようなことにもなりますし。

とにかく、これは渇水時のことでも同様なんですけれども、住民自体がやはり、琵琶湖の住民も下流の住民も実態を知らないというのが、これをどう進めていくかの一番の壁だと思うんですね。だから、ここをとにかく突破する、とにかく河川管理者の方たちにとってはここをちゃんと、状況をみんなに知ってもらおうという努力をとにかく真剣にやっていただくということがまず必要かと。

そのために、個別シートでも水位のこの見直しに関して、きっちり協議会の場あるいは検討の場を設けていただいてはどうかということを出しているんですけども、今、環境に対する影響の調査を、どうすればいいかの調査をしている段階ではありますが、どこかの時点で必ずそういうことを、関係者を集めて協議をする場というものを設けていただいてはどうかということ、私個人の意見として

出させていただきます。

それと、その湧水に関しても、基本的には、今、野村さんもいろいろな提案をしてくださっていますけれども、いろいろな形で対応をもっと模索できると思いますので、とにかく関係者側の協議の場の中でいろんな議論が出てくるような、そういうふうな取り組みを河川管理者の方にはぜひぜひ進めていただきたいということを意見として述べさせていただきます。

川那部部会長

ありがとうございます。

例えば今、村上さんは一般論としておっしゃったのが、だったらそれはそれなんですけど、例えば水位というようなものに関して特にというようなお話がもしあるとすれば、水位のところではそれを入れるかどうかということはまた別の問題だと思っております。ご自分でお考えいただいて出していただければと思います。

ほかには。西野さん、ごめんなさい。

西野委員

今の遊水池機能の問題ですけども、一応ダムワーキングの方で精査確認はしていますので、それと整合性がつくような形で水位についても議論する必要があると思っております。

川那部部会長

それでは、はい寺川さん、どうぞ。

寺川委員

スケジュールのことは後ですね。日程、琵琶湖部会とかの。

川那部部会長

はい、これからの。

それでは、今後のスケジュール以外のことでは特にございませんでしょうか。

やはり前から、一番最初のときからもございますように、ここの琵琶湖部会だけではなくて淀川水系流域委員会の時間的なスタンスというのは、20年30年という長さのところではどういうことが問題になるかということを議論するということになっているわけで、1年2年と言っているわけではございませんので、その辺のこともかなりちゃんとした考え方をもちながら、あらゆる問題について少し考えていかないといけない。そういう少し長いスタンスで物事を考えていかなければいけないというのは、これは確かなことだと思っております。

今、嘉田さんが言われたような問題は、確かにすぐにできるような問題では決していないと思っておりますけれども、やはりそういう、その程度の長さのスタンスで、決して100年や200年の話ではないでしょう

けれども、そういうスタンスの中でそれを考えていくという形をどうしても我々としてはとっていかなければならないのではないかと考えております。

〔その他〕

川那部部会長

というところで、次のスケジュールでございますけれども、一応予定としては1月11日、ご承知のとおり、そこに書いてあったな。庶務ちょっとぱっと、資料4でしたか、言うてください。ああ、資料4を見ていただいたらいいんですね、そしたら僕からもういきます。

委員会はこの月の12月20日にあるのはご承知のとおり、それから37回委員会が1月11日にありまして、38回委員会が1月22日ということです。運営会議はこの前のときは、私の理解の仕方としては、1月11日の委員会のときにはほとんどのものが大体決まるというような形にしたいというのが全体の考えのようで、つまり38回、22日のときには部分修正をすることによって確定するというようなつもりで、大体の決定は1月11日にしたいという考え方のようです。

それはそうだというふうにいたしますと、琵琶湖部会を一応1月12日ということにしてあります。これはその日しか実はなかったんですけども、ここで考え方が1つございまして、昔の琵琶湖部会とは違って、昔は琵琶湖部会というのは部会のメンバーであっても委員会のメンバーじゃないというのがありましたから、したがって部会で改めてしないとイケないという問題がたくさんあったんですけども、今度の場合はそういうふうになっておりませんという状態のもとで、その全体の委員会としてのものはこの形でちゃんと進められますので、琵琶湖部会はその1月11日の後に予定してあるわけですけども、それでよろしいか。それともやはり1月11日の前に琵琶湖部会として議論をしておくことが必要かということだと思えます。

後にしててもいいという理由の1つは、全体の問題は委員会でおやりになると。それで先ほどから出ておりましたような水位の問題であるとか、あるいは琵琶湖全体のその総合的自然環境保全管理というような問題であるとかいったような問題に関して、それをどのように扱うかは全体の委員会の問題ですけども、琵琶湖部会としてはこういうようなものを部会として出したいということの内容になりましたら、極めて細部にわたる部分は11日より後であって22日より前であればある程度のことはできるという、そういう考え方もあります。

そうではなくて、やはり11日の委員会の前に琵琶湖部会である程度のところをまとめてしておきたいという立場にあるとすれば、その前にせざるを得ないということになるわけですけども、実はその前として可能性があるのは、恐らく9日の日曜日、10日の月曜日という2日しか、前にお聞きしたところではないはずで。

したがって、今お尋ねは2つございまして、1つは事後の11日でよろしいか、あるいは無理をして9日日曜日、10日月曜日という2日の間に1日でも早くやって、特別なことがあれば流域委員会11日に間に合やすようにした方がよろしいかということが一般的に1つと、本当にそのときに定足数に満ちるかというのがその次にはございますけれども、その辺、後の方は別にして前の方は皆さんどういうふうにお考えでしょうか。

まさか、もう1回やるというのはもうほとんど不可能だと思います。はい、どうぞ、嘉田さん。

嘉田委員

きょうの議論もまだまだですし、やっぱり11日の前にやっていただける方が実はありがたいと思うんですけれども。それで11日に。

川那部部会長

ほかの方、いかがでございましょうか。

実はありそうなのは、本当に12月の終わりか1月の初めにやらない限り、9日日曜日、10日月曜日しかないんです。

寺川委員

8日の午後というのはだめなんですか。8日に運営会議がありますね。午前中に。

川那部部会長

ございますね、はい。申しわけない、私がだめなだけで、もちろんかわっていただいて結構なので、構わないですけど。

寺川委員

いやいや、それは困ります。

川那部部会長

いや、強引にやる手はないことはないかもわかりません。8日土曜日の午後というのも、ちょっと難しいかもわかりませんが、それはあり得るかもしれない。

皆さん、いかがでしょうか。やはり委員会の前に、やっぱり前にやって悪いことは何もないので。問題は日曜日や祭日のところを使うかどうかだけの問題なんですけども、どうでしょうか。はい。

嘉田委員

もし皆さんがよければ、11日直前だとちょっと余裕がない、1日欲しいので9日にしていただくと、そこで何か意見の修正があっても11日に間に合うというところで、9日が。

川那部部会長

それでは、これはきょう欠席の方にもご意見をお聞きしないとイケませんから、最終的にはそういう

ことになると思うんですけども。

例えばちょっと私はむちゃくちゃすることも考えてですね、8日土曜日の午後、あるいは9日日曜日というところで、多くの方、ここにいらっしゃる方は出席していただける可能性がありますか。絶対にあかんという方は当然にあるやろうと思うんですけども。もう予定の方もあってしょうし。ございませんか。

それではこうさせていただきます。一応11日と決まっておりますし、場所もなんですけども、やはり前にやることの方がいいことはもう明白だと思いますので、庶務から早速に8日土曜日の午後か、9日日曜日というところの琵琶湖部会のメンバーの出席可能性をすぐに調べていただきます。それでももしそのどちらかの方でかなりの程度に、定足数ぎりぎりというのはやりたくないんで、かなりの程度に多くの方が入っていただけるようであれば、11日をやめてそちらの方に移すということにさせていただいた方が皆さんいいとお考えと思ってよろしいですか。はい、どうぞ。

寺川委員

しかし、8日は部会長がいらっしゃらないという。

川那部部会長

その私のは、何とか今動かせるかどうかをむちゃくちゃやってみます。

寺川委員

わかりました、はい。

川那部部会長

まだちょっとわかりませんが。

寺川委員

それは困ると思いますので、はい。

川那部部会長

いや、まあ代理もちゃんといらっしゃるから大丈夫なんですけど、まあ責任上いた方がいいことは確かでしょう。

そしたら申しわけございません、11日というふうに決まっております、場所もみやこめっせというのが決まっておりますけれども、至急に調べていただいて8日土曜日の午後か9日日曜日に開かせていただくというラインで、一応皆さんのご意見を承るということでよろしくお願いいたします。

「河川管理者」の人は日曜日やらで申しわけないけども、いざなつたときにはあきらめていただけますか。どうしても会議があつて出られんといってその辺が全部言わはつたらしまいやけど。大丈夫。あきらめる、はい。じゃ、ぜひあきらめてください。

傍聴の方も土曜日、日曜日というのは大変だと思いますけれども、もしそういうことになりましたときにはどうぞよろしく願いをいたします。

では、改めて申し上げますと、庶務の方へ幾つかのものについてご意見を出していただきたいと思います。整備シート直接に関係するものは22日水曜日が期限ということで決まりました。それから、水位に関するもの、及び全体の問題として例えば琵琶湖全体、琵琶湖淀川水系全体の統合的な問題というような、琵琶湖部会全体としてある文章を書くようなものについては、できるだけ早い機会に意見を出していただいて、作業としては早速にもう始めていただくということにいたしたいと思います。

そちらの方は、全体の方は中村さんが主で、江頭さんに副をやっていただくという以外に手が無いと思いますし、水位の方に関しては嘉田さんが主で西野さんが副ということで、文章やらは嘉田さんがつくってくださるという形をお願いいたしたいと思います。それから整備シートの具体的な問題、及び現在まで進行しているものに関する問題は江頭さんがやってくださると。いずれも早速に、できるだけ早く庶務の方にご連絡いただきますようによろしくをお願いいたします。

というようなことで、よろしいですか。

それでは、どんなふうにできたのかよくわかりませんが、17分ほど延びたところで一応終わりにさせていただきますと思います。

庶務の方へお返しいたします。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、これで第30回琵琶湖部会を閉会いたします。ありがとうございました。

先ほどのご指摘の件は、早急に庶務でも対応をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

〔午後 7時17分 閉会〕

議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。